

第1章 復興体制の構築

第1章 復興体制の構築

| | |
|------------------------------|------|
| 第1節 災害復興本部の設置 | 1-1 |
| 1 災害復興本部の設置 | 1-2 |
| 2 災害復興本部の運営 | 1-6 |
| 3 継続的な執行体制の確保 | 1-8 |
| 4 受援体制・広域連携体制の検討 | 1-10 |
| 第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 1-13 |
| 1 家屋・住家の被害状況の把握 | 1-14 |
| (1)家屋・住家の応急危険度判定 | 1-14 |
| (2)家屋・住家の被害状況の把握 | 1-16 |
| (3)被災宅地の危険度判定 | 1-18 |
| 2 公共施設等の被害状況把握等 | 1-20 |
| 3 住民の被害・被災後の生活状況の把握 | 1-24 |
| 4 まちの復旧・復興状況の把握 | 1-30 |
| 第3節 り災証明書の交付 | 1-33 |
| 1 り災証明書の交付 | 1-33 |
| 2 被災者台帳の作成 | 1-38 |
| 第4節 復興基本方針及び復興基本計画の策定 | 1-41 |
| 1 復興基本方針及び復興基本計画の策定 | 1-42 |
| 第5節 用地の確保・調整 | 1-47 |
| 1 用地の確保・調整 | 1-48 |
| 第6節 がれき等の処理 | 1-51 |
| 1 がれき等の処理 | 1-52 |
| 第7節 広報・相談体制 | 1-55 |
| 1 復興関係広報の実施 | 1-56 |
| 2 相談窓口の設置 | 1-58 |

第 1 節

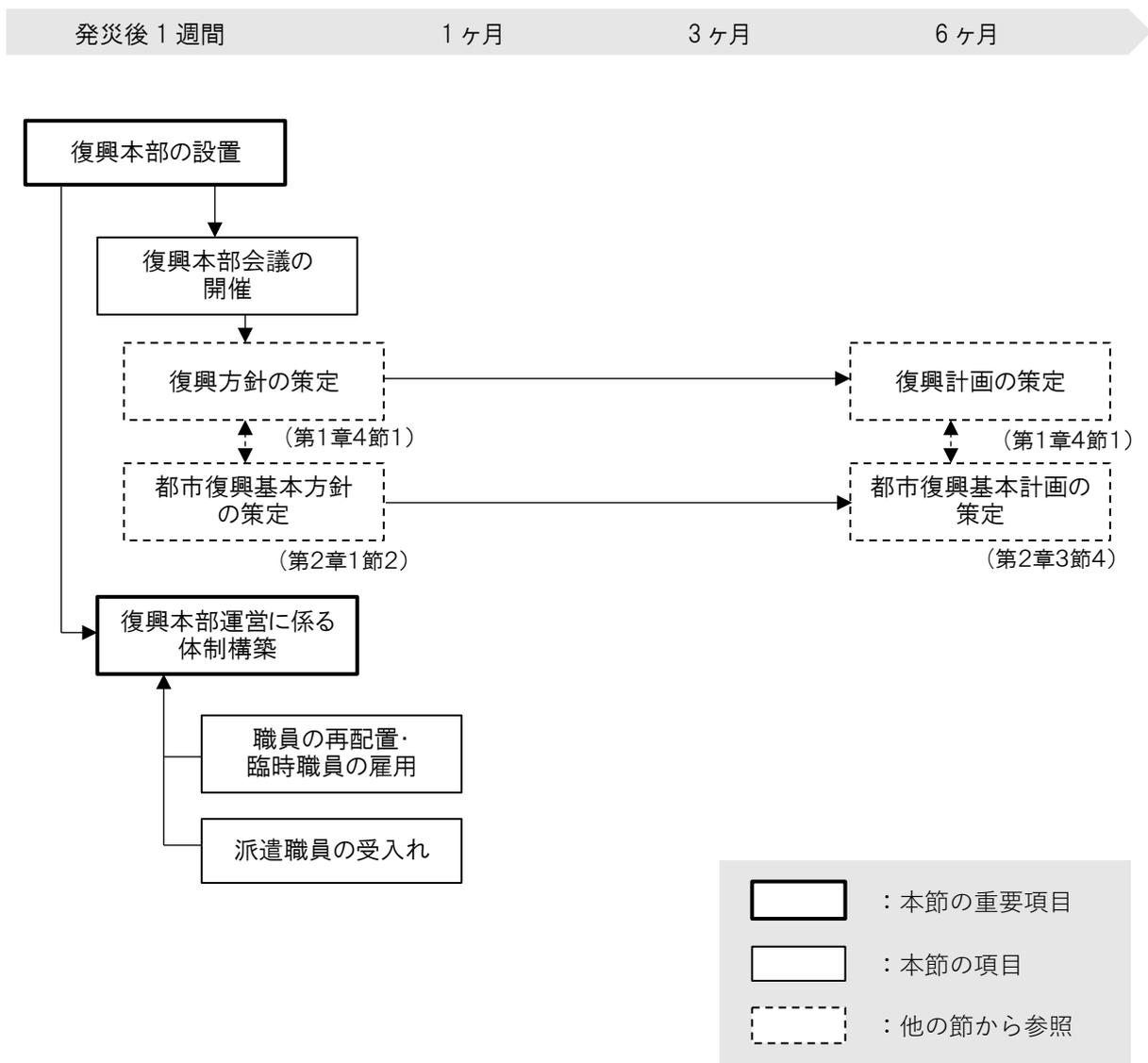
災害復興本部の設置

市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興業務を総合的かつ計画的に実施するため、臨時的組織として災害復興本部(以下、「復興本部」という。)を設置。

復興本部会議での主な決定事項は復興基本方針(以下、「復興方針」という。)及び復興基本計画(以下、「復興計画」という。)の策定である。

復興本部運営に係る体制構築として、職員の再配置、臨時職員の雇用を行うほか、必要に応じて派遣職員の受け入れを行う。

■本節に関わる業務の関連フロー



復興体制

1 節 1

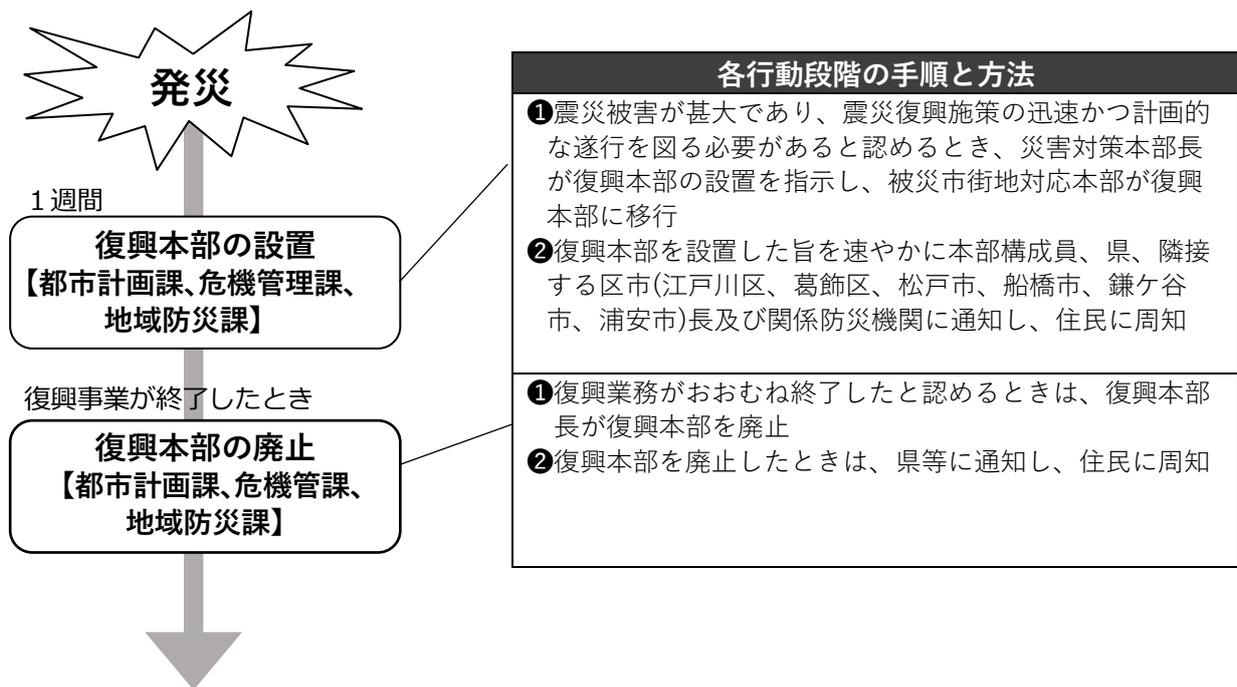
災害復興本部の設置

| | | | |
|-----|-------|------|-------------|
| 主管課 | 都市計画課 | 関係部課 | 危機管理課、地域防災課 |
|-----|-------|------|-------------|

《行動のあらまし》

- 市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興業務を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として復興本部を設置する。
- 復興本部は、復興業務を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するために設置する災害対策本部とは、その目的と機能を異にするものである。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|--|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前に「災害復興本部の設置に関する要綱(案)」(P1-4 参照)を作成する。 ◆ 復興本部設置基準を決定する。 ◆ 復興本部会議の設置及び決定事項並びに招集と付議手順等を決定する。 |
| 留意事項 | |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 復興本部の体制を整理する。 |

この頁に必要な物品

- | | |
|--|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地域防災計画 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 住宅地図 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 被害概況調査データ(図面) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第1章 復興体制の構築

災害復興本部の設置に関する要綱(案)

市川市災害復興本部設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が震災に伴う復興事業(以下「復興事業」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、災害復興本部(以下「本部」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、復興事業を実施する必要があると認めたときは、本部を設置するものとする。

2 市長は、本部を設置した後において、復興事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- 二 市内の復興まちづくりに関すること。
- 三 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- 四 産業の再生・振興に関すること。
- 五 その他、被災地域及び周辺地域の復興に係る重要事項に関すること。

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部構成員をもって組織する。

2 本部長は市長の職にある者、副本部長は副市長の職にある者をもって充てる。

3 本部構成員は市川市災害対策本部条例第3条第1項に定める被災市街地対応本部に属する職員を充て、前条第1項第1号、第2号、及び第5号の事務を担うものとする。

4 前条第1項第3号及び第4号に定める事務は、市川市災害対策本部条例第3条第1項に定める被災生活支援本部に属する職員が担うものとし、本部は当該本部と連携を図りながら所掌事務間の相互調整を行うものとする。

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 本部構成員は、第3条に掲げる本部の所掌事務を処理するものとする。

(事務局の組織)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局の事務局長は街づくり部長、事務局次長は街づくり部次長の職にあるものをもって充て、事務局員は街づくり部に属する職員のうちから事務局長が命ずる者をもって充てる。

(事務局長等の職務)

第 8 条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 事務局の庶務は、事務局員において処理する。

(本部会議)

第 9 条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 会議は、本部長が必要と認めた職員で構成する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

復興体制

1節2

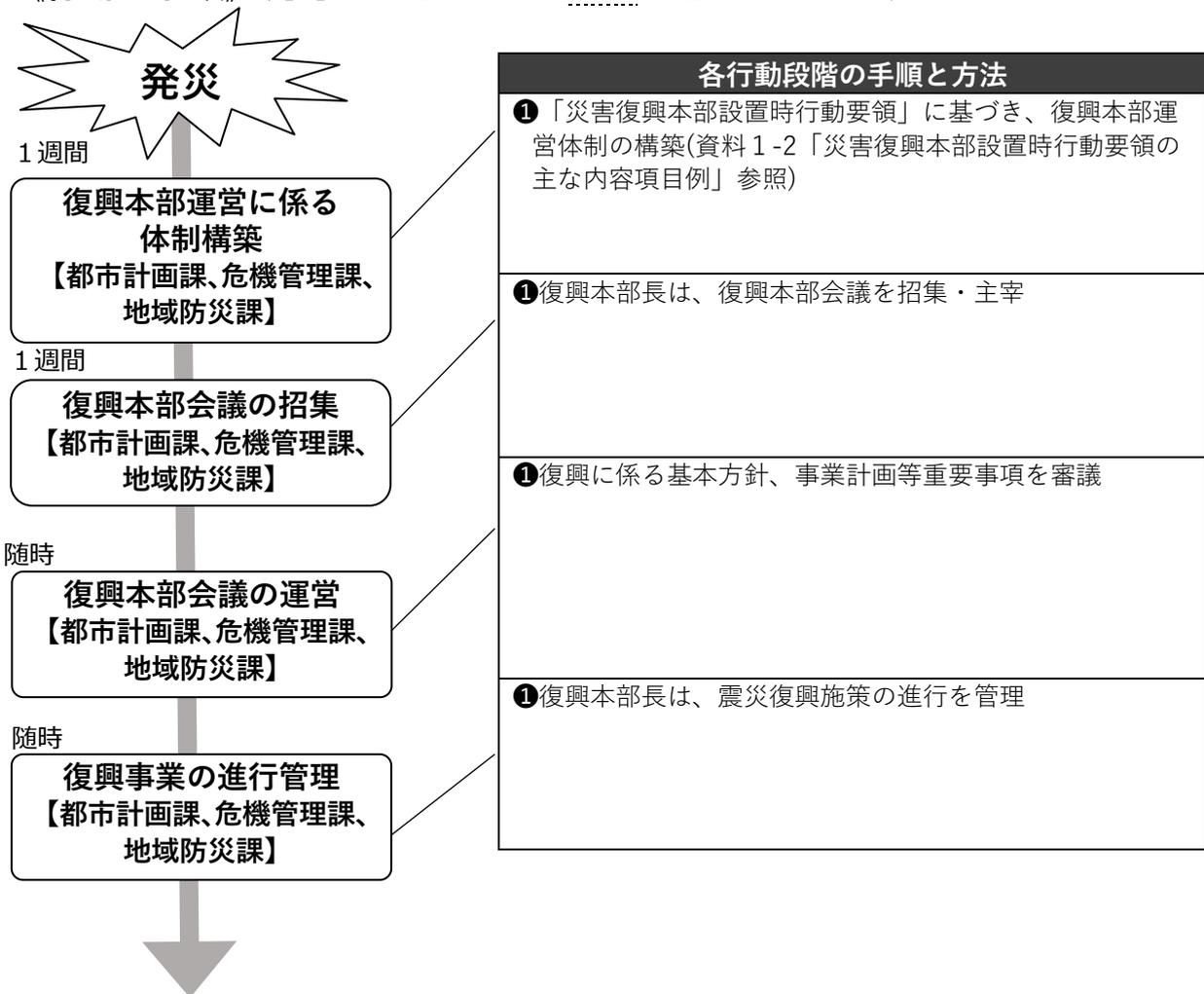
災害復興本部の運営

| | | | |
|-----|-------|------|-------------|
| 主管課 | 都市計画課 | 関係部課 | 危機管理課、地域防災課 |
|-----|-------|------|-------------|

《行動のあらまし》

- 復興に係る市川市の政策決定については、復興本部が招集する復興本部会議で決定する。
- 震災復興に関する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、徐々に進行していくものであるため、復興本部は災害対策本部と緊密に連携、連絡しながら復興業務を推進しなければならない。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 復興本部の設置・運営等を定める「災害復興本部設置時行動要領」の作成(「災害復興本部の設置に関する要綱(案)」P1-4 参照) ◆ 復興本部の設置や運営に関する訓練を実施する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 復興本部会議開催場所の候補:災害対策情報収集室(災害対策本部) ◆ 各部の勤務場所は、原則として通常の執務室とする。 ◆ 災害対策本部の構成員と一部重複しているので、災害対策本部関係会議開催後、続けて、復興本部関係会議を開催する等、効率的な会議運営に努める。 |
| 検討課題 | |

| この頁に必要な物品 | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

復興体制

1節3

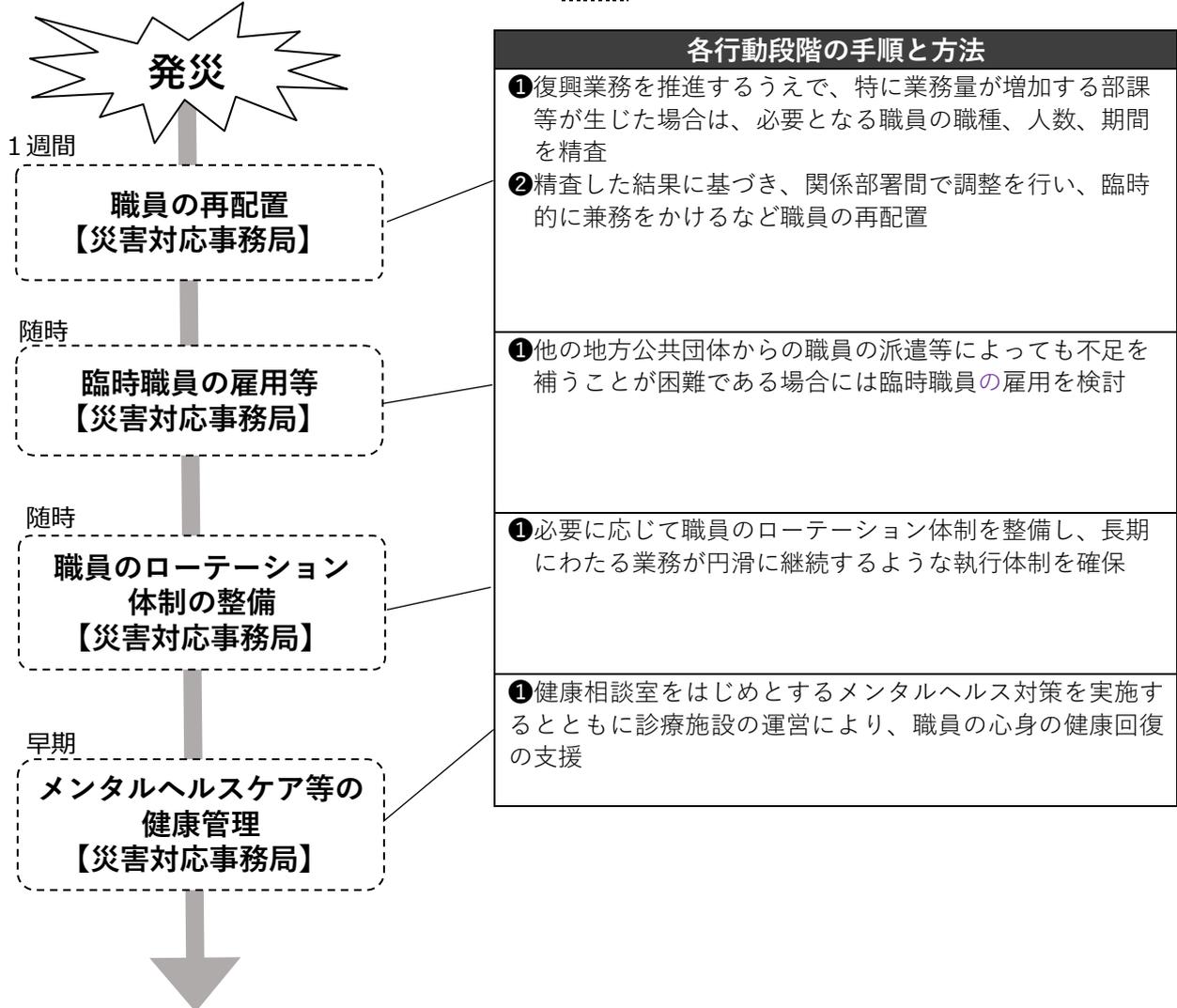
継続的な執行体制の確保

| | | | |
|-----|---------|------|--|
| 主管課 | 災害対応事務局 | 関係部課 | |
|-----|---------|------|--|

《行動のあらまし》

- 復興業務の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。
- さらに職員が不足する場合には、任期付職員の採用、民間企業等の従業員の採用、OB 職員の活用等、様々な手法により臨時職員を雇用する等の措置を取り、人的資源の確保に努める。
- 復旧・復興業務が長期にわたる場合には、職員のローテーション体制の整備やメンタルヘルスケア等、業務が円滑に継続するような執行体制を確保していく。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|--|
| 事前準備 | |
| 留意事項 | |
| 検討課題 | |

この頁に必要な物品

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
|--|--|

復興体制

1節4

受援体制・広域連携体制の検討

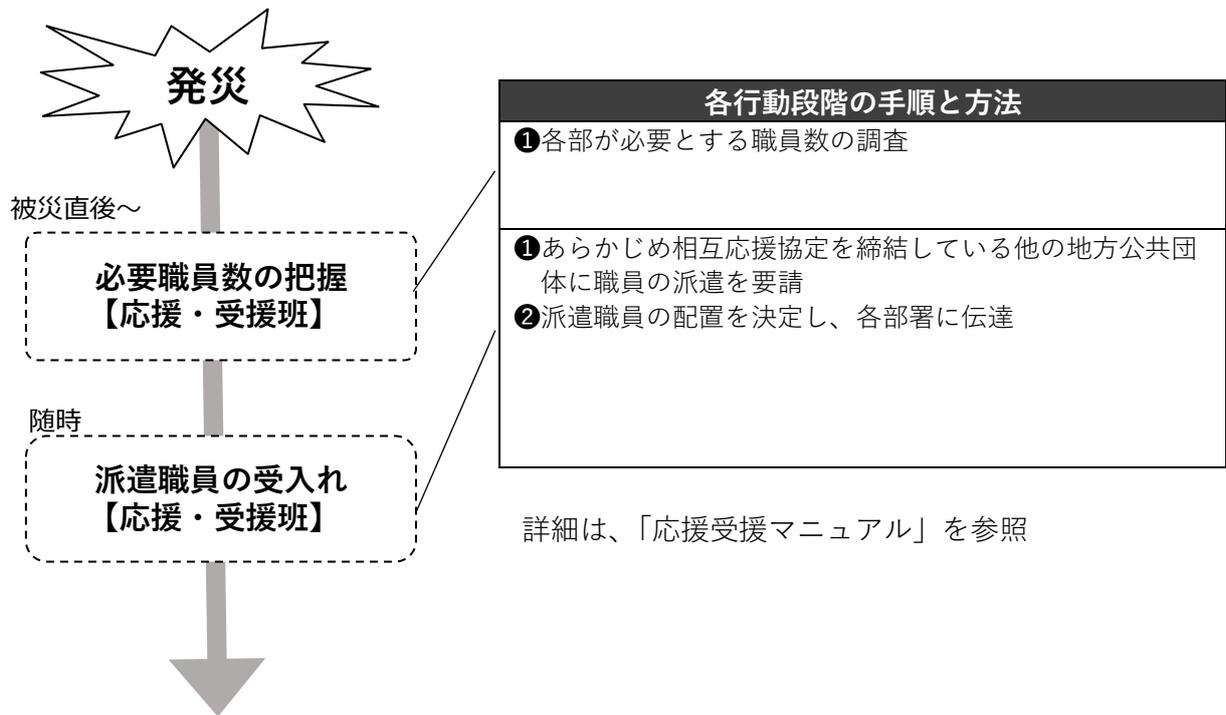
主管課 応援・受援班

関係部課

《行動のあらまし》

- 庁内で必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村、県及び国職員の派遣を要請する。
- なお、他の地方公共団体において職員が不足し、国や県を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|--|
| 事前準備 | ◆ 他の地方公共団体との、相互応援協定を締結する。 |
| 留意事項 | |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 派遣職員等の受け入れ体制を検討する。(資料1-3～6参照) ◆ 災害の規模に応じて、各復興業務における必要人員を事前にある程度想定しておく。また、建築職などの専門職員が必要な業務については、特に人員確保を想定する。 |

| この頁に必要な物品 | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

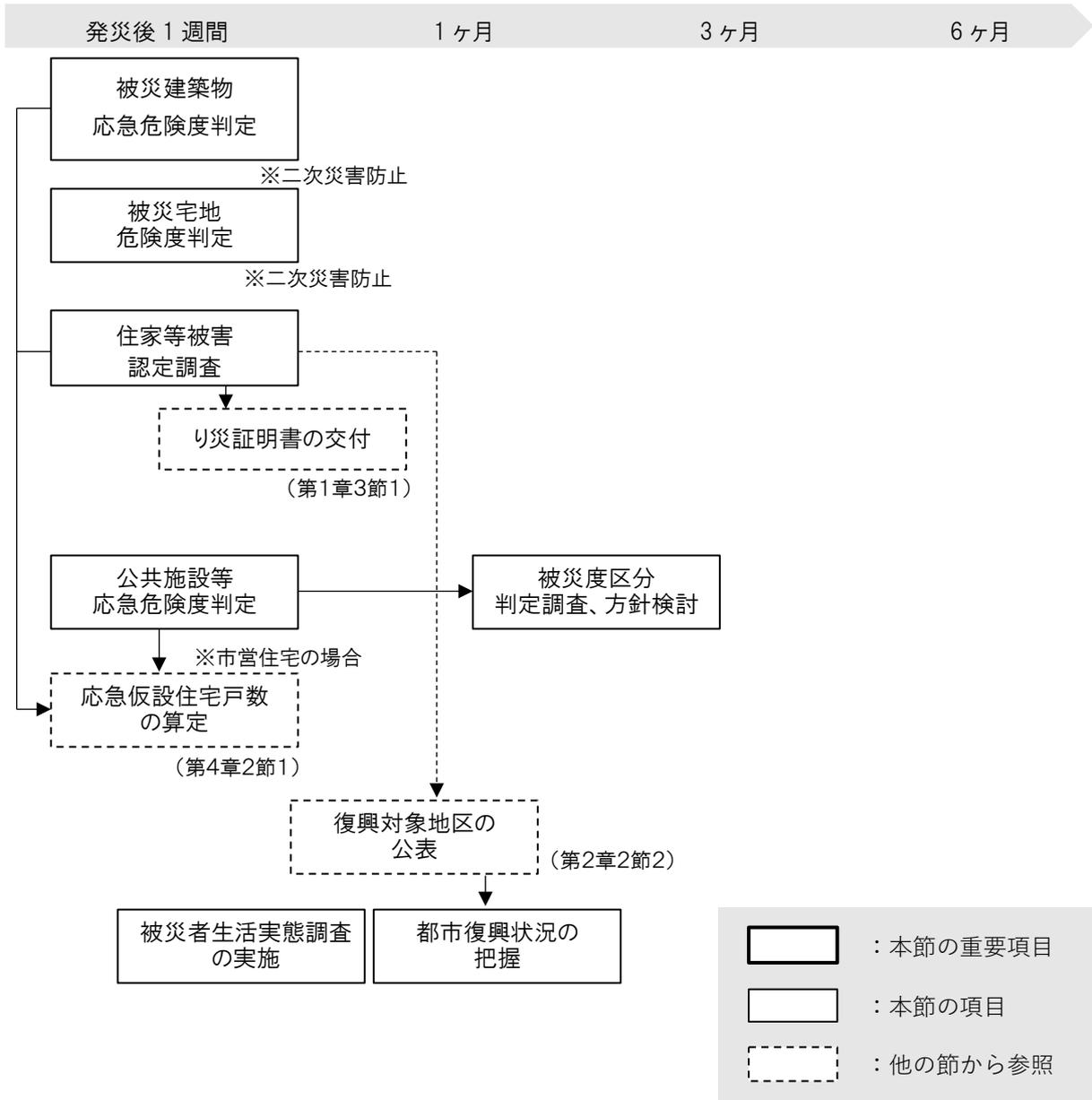
第 1 章 復興体制の構築

第2節

被害状況及び復旧・復興状況の把握

余震に伴う二次災害を防止するため、家屋・住家の応急危険度判定と被災宅地危険度判定を実施する。その後、応急危険度判定の調査結果等を参考として住家被害認定調査を実施し、それに基づきり災証明書の交付、復興対象地区の設定を実施する。
 社会公共施設等については、危険度判定の実施後、被災度区分判定調査を実施し、施設の改修、改築の方針を作成する。
 被災者生活実態調査、都市復興状況の把握を実施し、復興に役立てる。

■本節に関わる業務の関連フロー



復興体制
2 節 1

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

家屋・住家の被害状況の把握
(1)家屋・住家の応急危険度判定

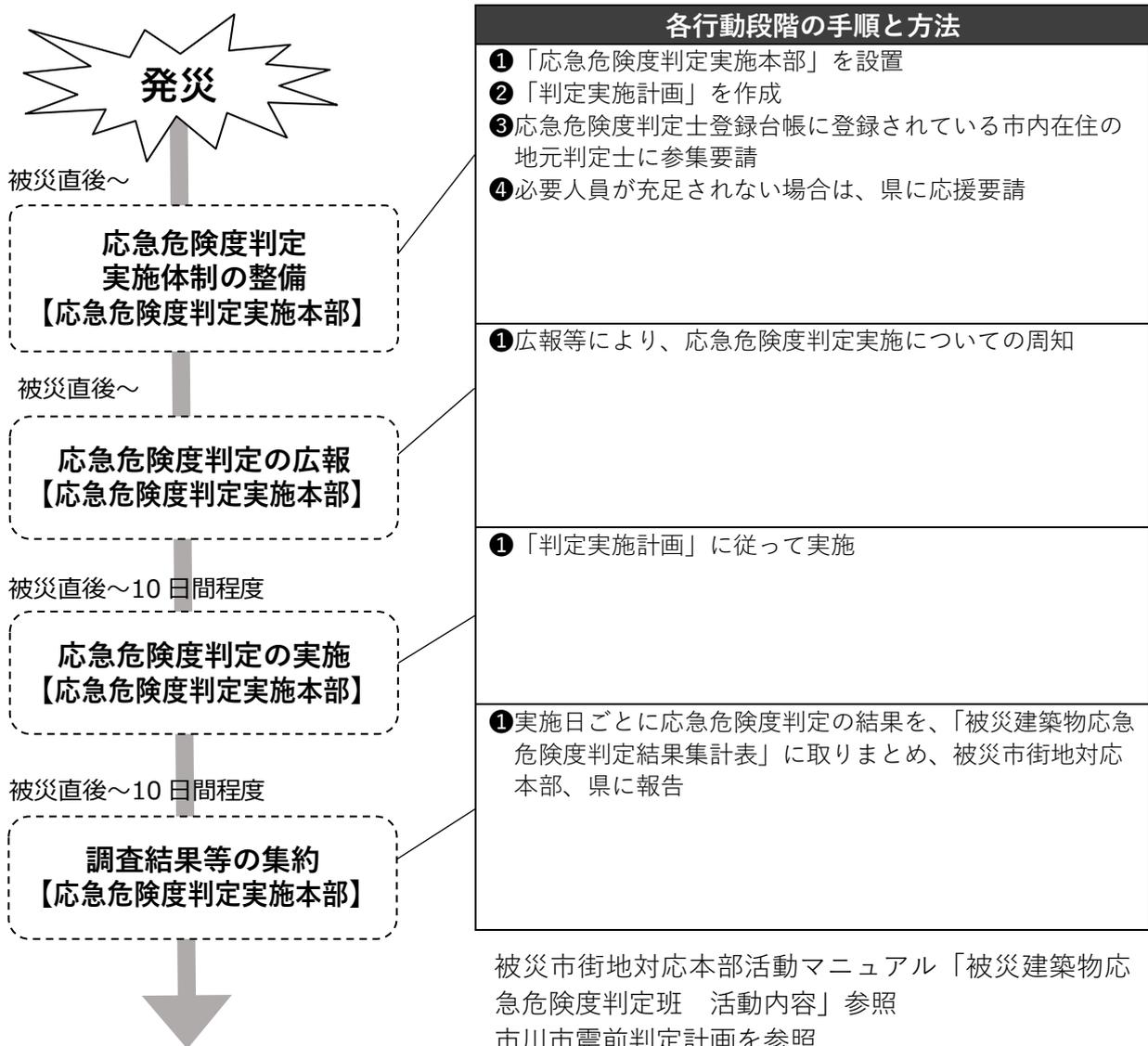
主管課 応急危険度判定実施本部

関係部課 被災市街地対応本部

《行動のあらまし》

- 余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。
- 応急危険度判定士は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



| | | | | | | |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 発災 | 避難生活期 | | 復興始動期 | | 本格復興期 | |
| | ～1週間 | ～2週間 | ～1ヶ月 | ～2ヶ月 | ～4ヶ月 | ～6ヶ月 |

| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急危険度判定士の名簿作成・更新、連絡体制の整備を行う。 ◆ 模擬訓練、講習会等を実施する。 ◆ 県や関係団体との連絡訓練を実施する。 ◆ 判定に必要な資機材(地図、建築物一覧、ステッカー等)を整備する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災宅地の判定と同時に行うことが望ましい。 ◆ 特に注意を必要とする被災建築物等は、災害対策本部と協議の上、立入禁止口の設置等の適切な措置を講ずる。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種被害情報を共有できるようなデータベースの構築を検討する。 |

この頁に必要な物品

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 判定資器材 | <input type="checkbox"/> 市川市震前判定計画 |
| <input type="checkbox"/> 判定士名簿 | <input type="checkbox"/> 被災市街地対応本部活動マニュアル |
| <input type="checkbox"/> 被害状況調査(地図・調査表) | <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定マニュアル |
| <input type="checkbox"/> 家屋被害台帳(電子データ) | |

復興体制
2 節 1

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

家屋・住家の被害状況の把握
(2)家屋・住家の被害状況の把握

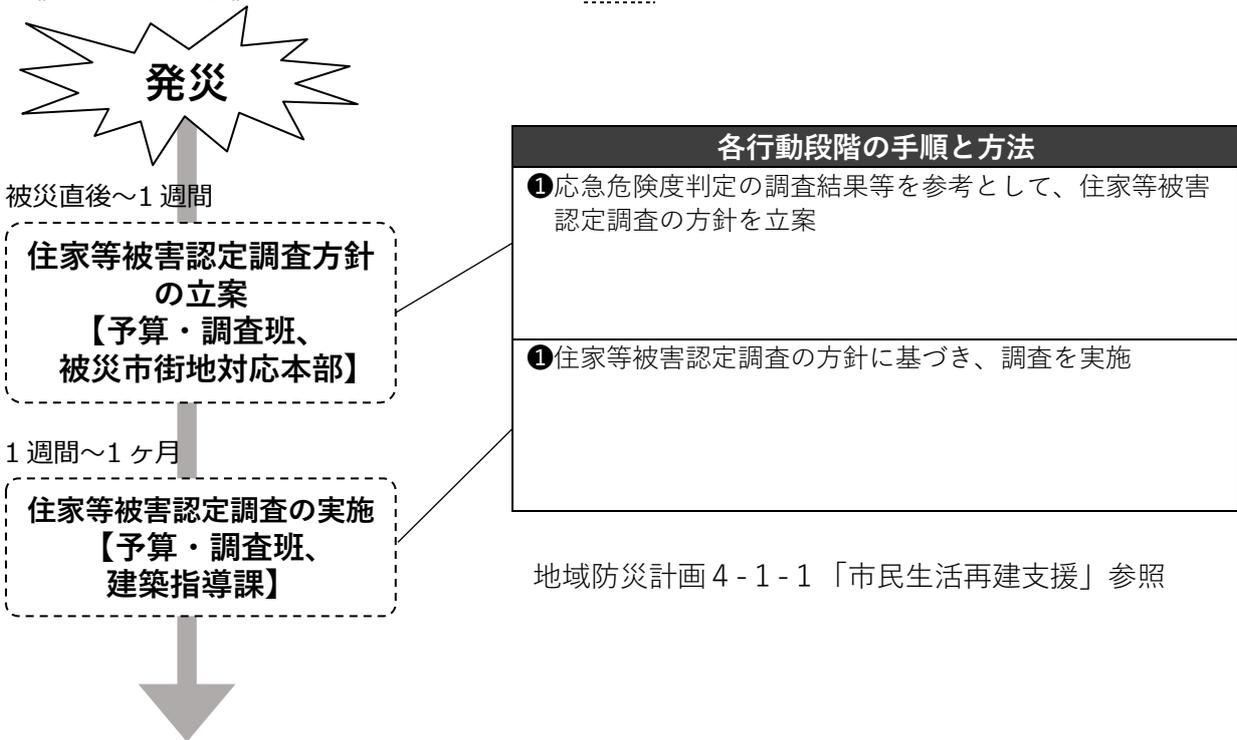
| | | | |
|-----|--------|------|----------------------------|
| 主管課 | 予算・調査班 | 関係部課 | 建築指導課 被災生活支援本部（生活再建支援班） |
|-----|--------|------|----------------------------|

《行動のあらまし》

- 家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、がれき処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活再建支援策等の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。
- なお、被災者の生活再建のために必要となる被災証明書の交付に際しては、住家等被害認定調査により住家の損壊程度を認定する必要がある。

※住家等被害認定調査に当たっては、内閣府 HP「災害に係る住家の被害認定」を参照
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家屋・住家の被害状況調査の実施体制を整備する。 ◆ 住家等被害認定調査の事前段階での調査計画の策定と体制の検討(調査員の人員規模の算出、被害認定調査の実務経験者の活用等)を行う。 ◆ 住家等被害認定調査の応援・受援体制に係るネットワークと体制を構築する。(他の地方公共団体や関係団体との協定の締結、手続の明確化、資機材や宿舍の確保、研修講師の養成等) ◆ 住家等被害認定調査に関する研修等を実施する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。 ◆ 調査チームの編成は、建築知識を有する者との編成を考慮する。 |
| 検討課題 | |

この頁に必要な物品

- | | |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 現地用住宅地図 | <input type="checkbox"/> 筆記用具一式 |
| <input type="checkbox"/> 整理用住宅地図 | <input type="checkbox"/> 腕章 |
| <input type="checkbox"/> 調査票 | <input type="checkbox"/> デジカメ |
| <input type="checkbox"/> 家屋被害台帳(電子データ) | <input type="checkbox"/> 傾斜計 |
| <input type="checkbox"/> 自転車 | <input type="checkbox"/> コンベックス |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット | |

復興体制
2 節 1

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

家屋・住家の被害状況の把握
(3)被災宅地の危険度判定

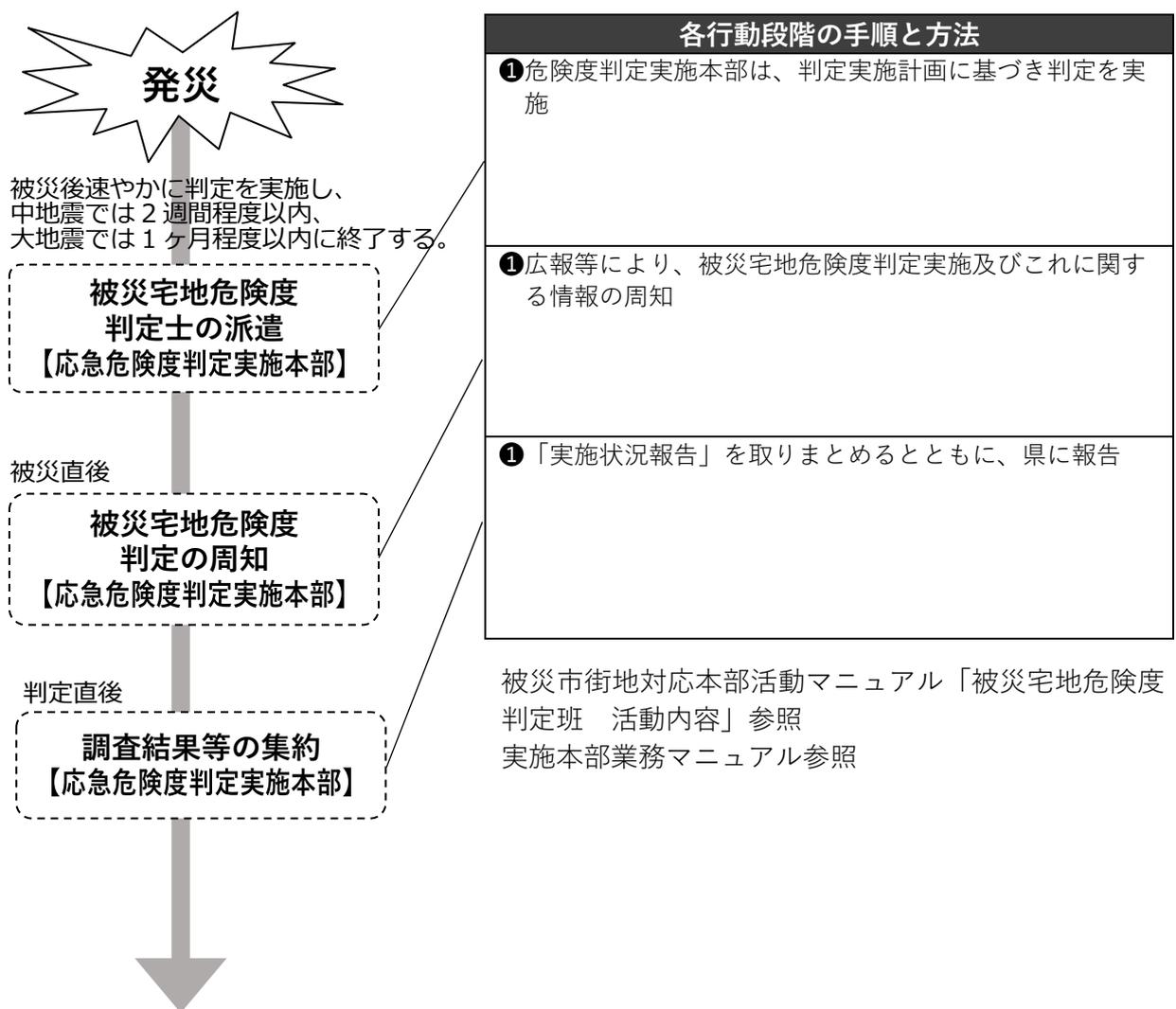
主管課 応急危険度判定実施本部

関係部課

《行動のあらまし》

- 地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。
- 宅地造成等規制法第2条第1項第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|--|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連携体制の整備、研修を行う。 ◆ 被災危険度宅地判定士の集合場所、判定拠点等を事前に指定しておく。 |
| 留意事項 | |
| 検討課題 | |

この頁に必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被災市街地対応本部活動マニュアル | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 実施本部業務マニュアル | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 判定資機材 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

復興体制

2 節 2

公共施設等の被害状況把握等

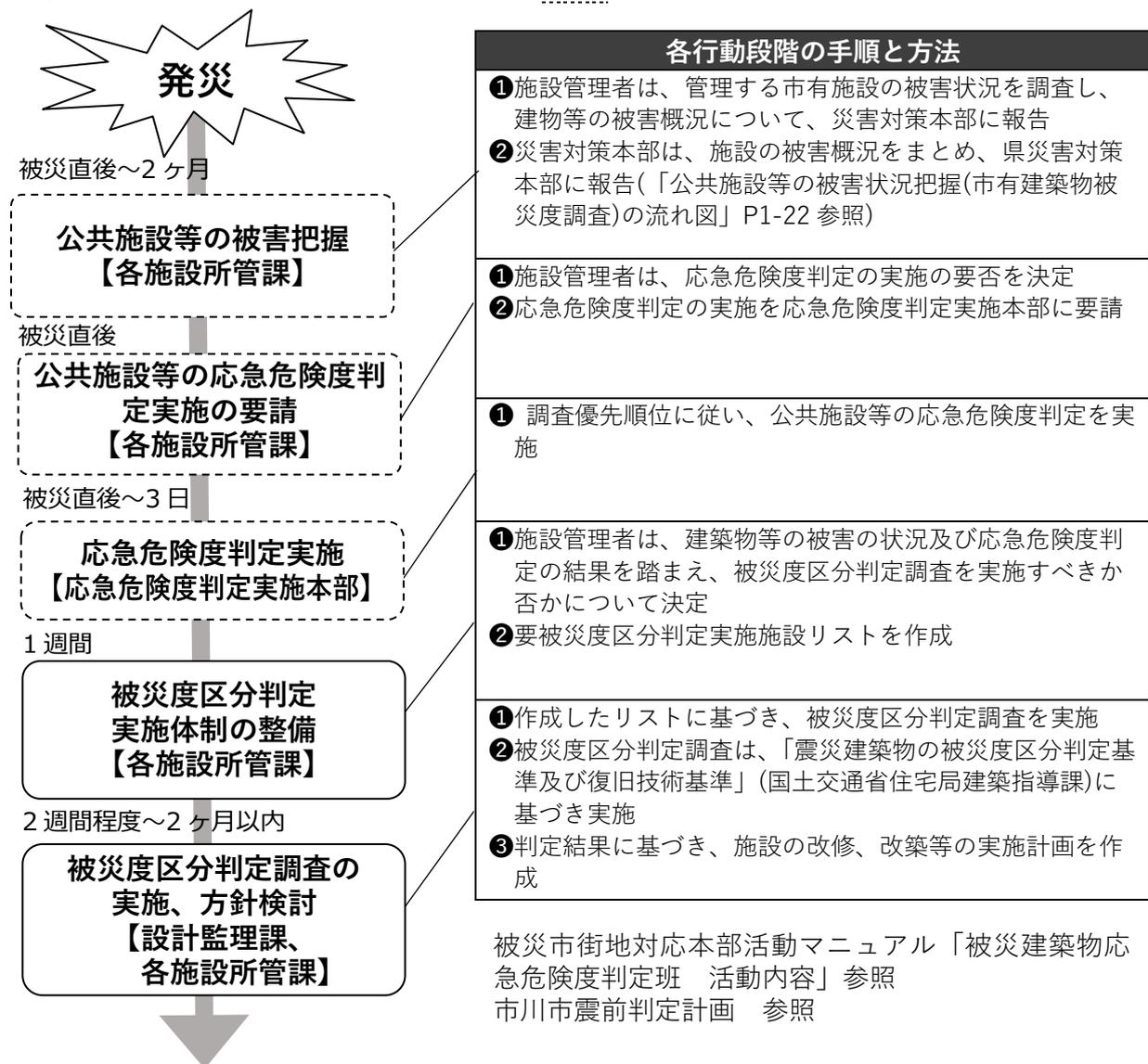
第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

| | | | |
|-----|-----------------------|------|------------------------|
| 主管課 | 各施設所管課 応急危険度判定実施本部 | 関係部課 | 災害対策本部、被災市街地対応本部、設計監理課 |
|-----|-----------------------|------|------------------------|

《行動のあらまし》

- 被災後、住民が生活、利用する公共施設等については各施設所管課が応急危険度判定実施本部へ応急危険度判定の実施を要請し、判定を実施する。必要な場合は施設管理者の責任において施設の継続使用による二次災害防止の措置を講じる。
- 応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、引き続き被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要性について判断する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設等のリストを作成する。(建設年度、改修履歴、経年劣化等) ◆ 初期活動は施設管理者が判断するため、施設の棟数や必要調査人員の設定をしておく。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災度区分判定は、設計監理課が担当して専門技術者を派遣して行う。 ◆ 避難所等に使う施設については優先して調査、判定、応急復旧を行う。 ◆ 初期活動は施設管理者が判断するため、施設の棟数や必要調査人員の設定をしておく。 |
| 検討課題 | |

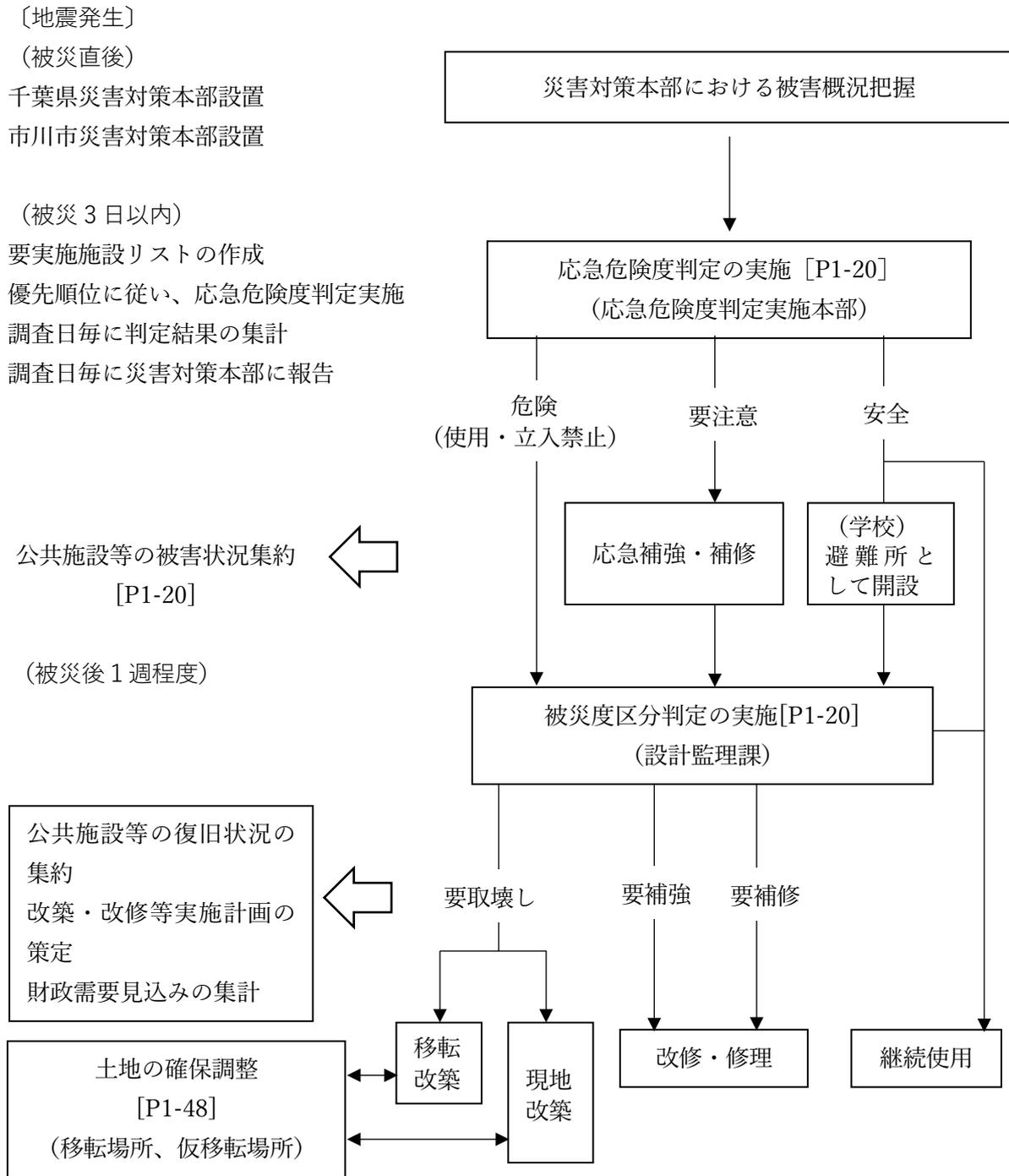
この頁に必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被災市街地対応本部活動マニュアル | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 市川市震前判定計画 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第 1 章 復興体制の構築

公共施設等の被害状況把握（市有建築物被災度調査）の流れ図

公共施設等の被害状況把握(市有建築物被災度調査)の流れ図



復興体制

2節3

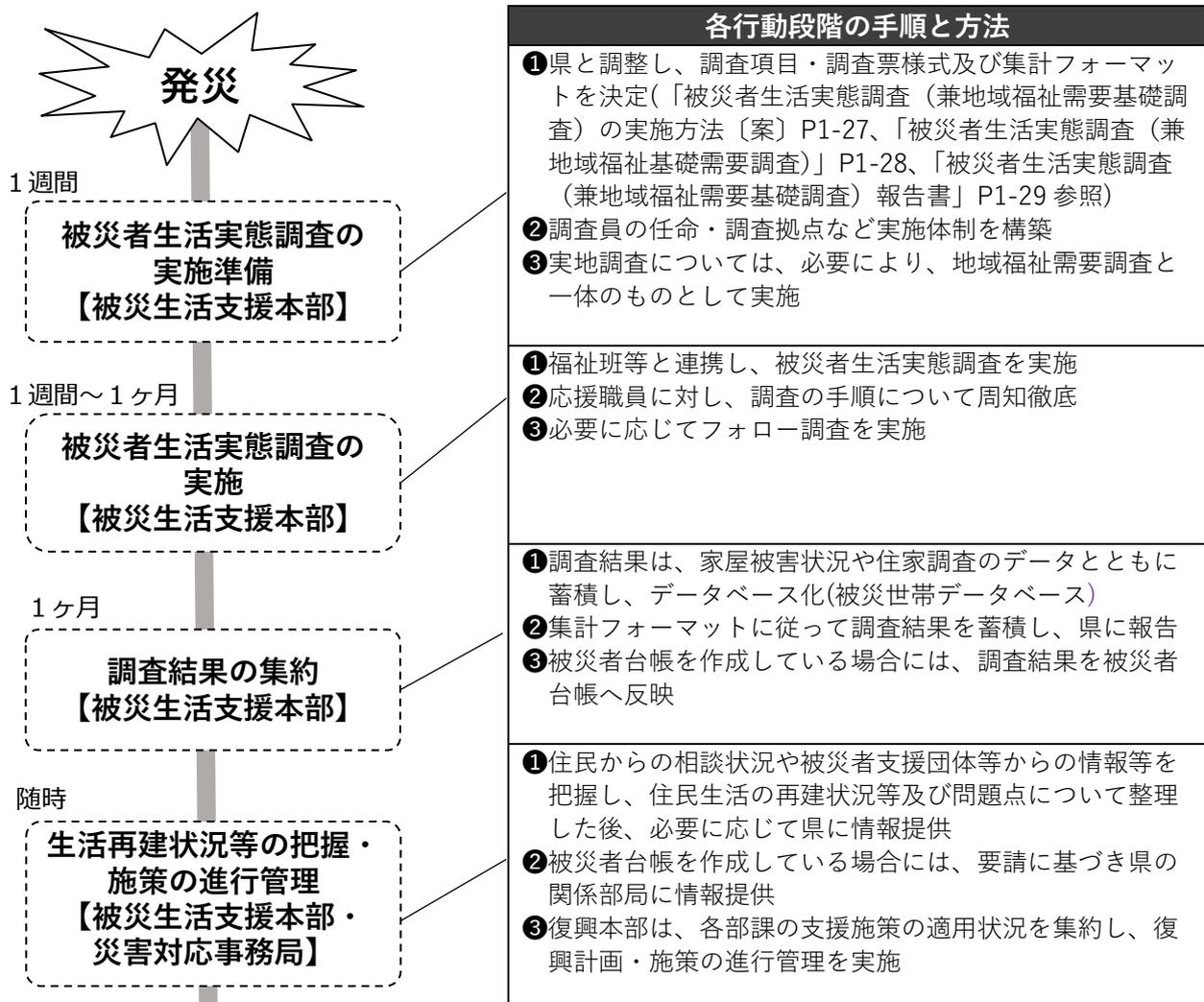
住民の被害・被災後の生活状況の把握

| | | | |
|-----|-------------------|------|-------------------------------|
| 主管課 | 被災生活支援本部（生活再建支援班） | 関係部課 | 被災生活支援本部（市民要望受付班、福祉班）、災害対応事務局 |
|-----|-------------------|------|-------------------------------|

《行動のあらまし》

- 住民の被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握するため、避難所滞在者、自宅残留者、市外への避難・流出者等の全被災者(世帯)を対象とした被災者生活実態調査(被災者センサス)を実施する。
- この調査結果は応急仮設住宅の必要戸数算定等にも使うため、必要に応じてフォロー調査を行い、生活再建状況等を把握する。
- なお、調査担当者は、調査項目以外であっても特に気づいたことがあれば、これを関係各方面に連絡し、必要な措置をとるように努める。(資料1-9「建物、宅地等に関する調査概要」参照)

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





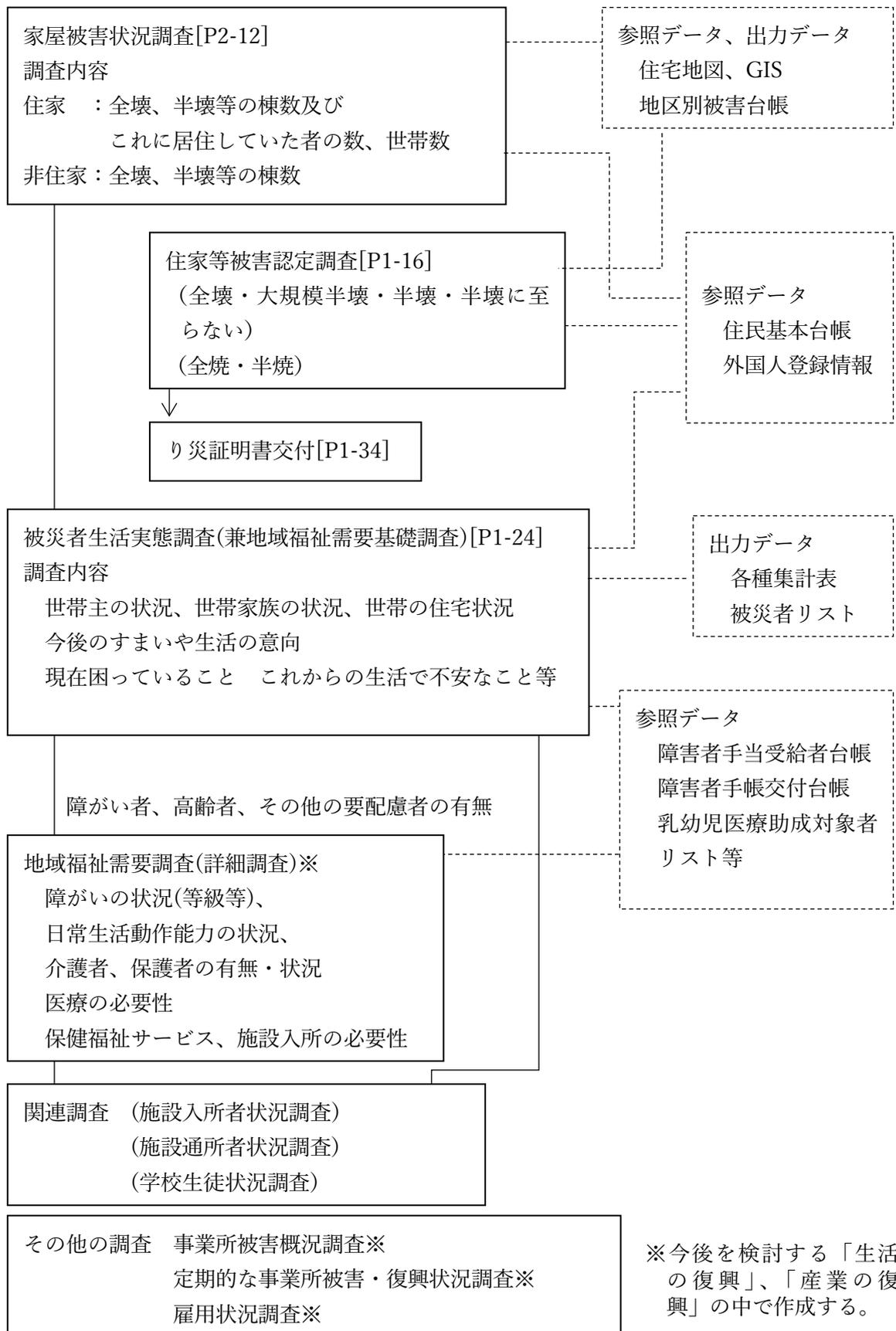
| | |
|------|---|
| 事前準備 | |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)は、各種相談業務等に活用するため、「被災世帯データベース」を構築する。 ◆ 調査の手法(避難所での聞き取り、自宅等への訪問、郵送等)により体制が大きく変わること留意する。 ◆ 調査が長期にわたる場合は、その時点の市の組織編成に合わせて体制を組みなおす。 ◆ 障がいのある方や外国人等への調査にあたっては配慮する。 ◆ 市民生活の再建状況を把握するための調査は、6ヶ月、1年、3年、5年という単位で実施する。(フォロー調査) |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事前に調査体制について検討しておく。 ◆ 調査票案作成とデータベース構造を検討しておく。 ◆ 被災世帯データベースと、被災者台帳との連動性について検討する。 |

| この頁に必要な物品 | |
|---------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 調査票 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具一式 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 腕章 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第1章 復興体制の構築

住民被害等の実態調査体系（案）

住民被害等の実態調査体系(案)



被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)の実施方法(案)

| | 被災者の居所 | | |
|------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| | (従前居住市町村) | (他の被災市町村) | (被災地域外) |
| 避難所滞在世帯調査 | 避難所が所在する市町村の調査員による聞き取り調査 | 避難所が所在する市町村の調査員による聞き取り調査 | 避難所開設を依頼した市町村調査班による聞き取り |
| 応急的住宅入居者調査 | 入居応募時に窓口で確認調査 | | |
| 自宅等残留者実態調査 | 調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査 | | |
| 疎開者等実態調査 | | 連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送 | |

第1章 復興体制の構築

被災者生活実態調査（兼地域福祉基礎需要調査）

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)

| | | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|----|--------|--------|--|
| ①調査月日 | 月 日 | ②調査員 | 所属 | 氏名 | | |
| ③調査場所 | 学校(学校名) | | | 自宅(住所) | | |
| | その他(施設名または住所) | | | | | |
| ④世帯構成 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 続柄 | 被災時の住所 | 現在の居所 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| ⑤心身の状態 | ケガの状態 | ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態 | | | 健康状態等 | 1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) |
| | | | | | | 2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 |
| 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載 | | | | | | |
| ⑥住宅の状況 | 被災前の住宅の状況Ⅰ | 持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅱ | 一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅲ | 居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける | | | | |
| | 被災前の住宅の状況Ⅳ | 木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける | | | | |
| | 被災後の現状 | そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける | | | | |
| | 今後の意向Ⅰ | 自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける | | | | |
| | 今後の意向Ⅱ | 市外に移りたい 市内に住み続けたい ※○を付ける | | | | |
| ⑦世帯の収入状況 | 世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給の有無 ※○を付ける) | | | | | |
| ⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど | 住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること | | | | | |
| | 仕事に関すること 収入に関すること その他) ※○を付ける | | | | | |
| ⑨必要とする福祉サービス等 | 施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 | | | | | |
| | 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他) ※○を付ける | | | | | |

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)報告書

| 区市町村名 | | 担当 | 部 課 | | (担当者) | | TEL | | |
|----------------------------|---------------|--------------|--------------|----------------|-------|------------------|------|---|--|
| 世帯の状況 | | | | | | | | | |
| 被災世帯数 | | 被災者総数 | | 高齢者数 | | 児童数 | | 障害者数 | |
| 避難所 応急的住宅 自宅等 その他 | ケガをした人 | | 要介護 | | 乳児 | | 身体障害 | | |
| | うち要医療 | | 上記のうち重症者(再掲) | | 幼児 | | 知的障害 | | |
| | 病気の人 | | 要支援 | | その他 | | 精神障害 | | |
| | うち要医療 | | その他 | | | | 不明 | | |
| | | | | 不明 | | | | | |
| 住宅の状況 | | | | | | | | | |
| 被災前の住宅の状況 I | | 被災前の住宅の状況 II | | 被災前の住宅の状況 IV | | | | (参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅 | |
| 持家 | 一戸建て | | 木造 | | | | | | |
| 借地・持家 | 長屋建て | | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | | | | | | |
| 公営住宅 | 共同建て(アパート) | | 鉄筋コンクリート造 | | | | | | |
| 公団賃借 | 共同建て(マンション) | | 鉄骨造 | | | | | | |
| 公社賃借 | その他 | | コンクリートブロック造 | | | | | | |
| 民間賃借 | 被災前の住宅の状況 III | | その他 | | | | | | |
| 給与住宅(社宅・寮) | 居住専用 | | わからない | | | | | | |
| その他 | 居住・産業併用 | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| 被災後の現状 | | | | 今後の意向 I | | 今後の意向 II | | | |
| そのまま住むことができる | | | | 自宅に住み続けたい | | 市外に移りたい | | | |
| 住むことはできるが修理が必要 | | | | 公共賃貸住宅に移りたい | | 市内に住み続けたい | | | |
| 住むことができない | | | | 民間賃貸住宅に移りたい | | | | | |
| 分からない | | | | 持家を購入したい | | | | | |
| その他 | | | | その他 | | | | | |
| 収入状況等 | | | | | | ※世帯種別 | | | |
| 世帯の平均収入 | | 生活保護受給世帯 | | | | 65歳未満の単身世帯 | | | |
| 暮らしの上で困難なことや不安なこと | | | | 必要とする福祉サービス | | 65歳以上の単身世帯 | | | |
| 住まいに関すること | | | | 高齢者の入所施設(介護保健) | | 夫婦のみ | | | |
| 健康に関すること | | | | 高齢者の入所施設(その他) | | 高齢者夫婦のみ | | | |
| 介護に関すること | | | | 身体障害者の入所施設 | | 夫婦と子供(18歳未満) | | | |
| 教育に関すること | | | | 知的障害者の入所施設 | | 夫婦と子供(18歳以上) | | | |
| 仕事に関すること | | | | 障害児の入所施設 | | 夫婦と高齢者 | | | |
| 収入に関すること | | | | その他の入所施設 | | 夫婦と高齢者と子供(18歳未満) | | | |
| その他 | | | | ホームヘルパー | | その他 | | | |
| | | | | デイサービス | | | | | |
| | | | | ショートステイ | | | | | |
| | | | | 訪問看護 | | | | | |
| | | | | 保育所 | | | | | |
| | | | | 障害者の作業所 | | | | | |
| | | | | 生活保護 | | | | | |
| | | | | その他 | | | | | |

復興体制

2 節 4

第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握

まちの復旧・復興状況の把握

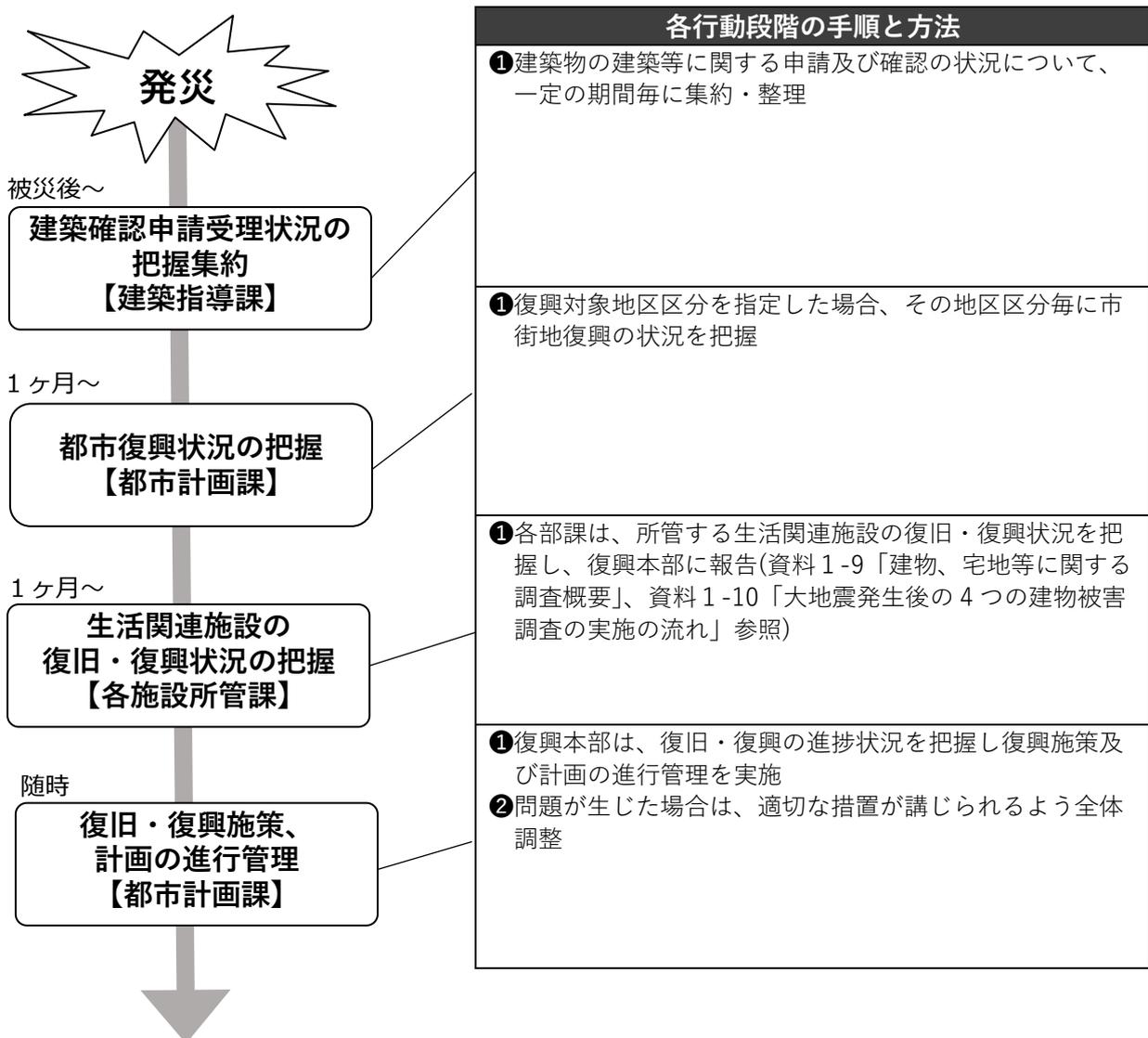
主管課 都市計画課

関係部課 建築指導課、各施設所管課

《行動のあらまし》

- 被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取組が進められることとなる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握して、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。
- 住宅や施設等、まちの復興状況を把握するには、目視等により面的に把握する方法と、建築確認受理状況から把握する方法とが考えられる。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|-----------------------------------|
| 事前準備 | ◆ 調査内容と調査方法を検討しておく。 |
| 留意事項 | ◆ 被災者の生活状況などもあわせ、適切な復興状況の管理を適宜行う。 |
| 検討課題 | |

| この頁に必要な物品 | |
|----------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 建築確認データ | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 都市復興データ | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第 1 章 復興体制の構築

復興体制

3 節 1

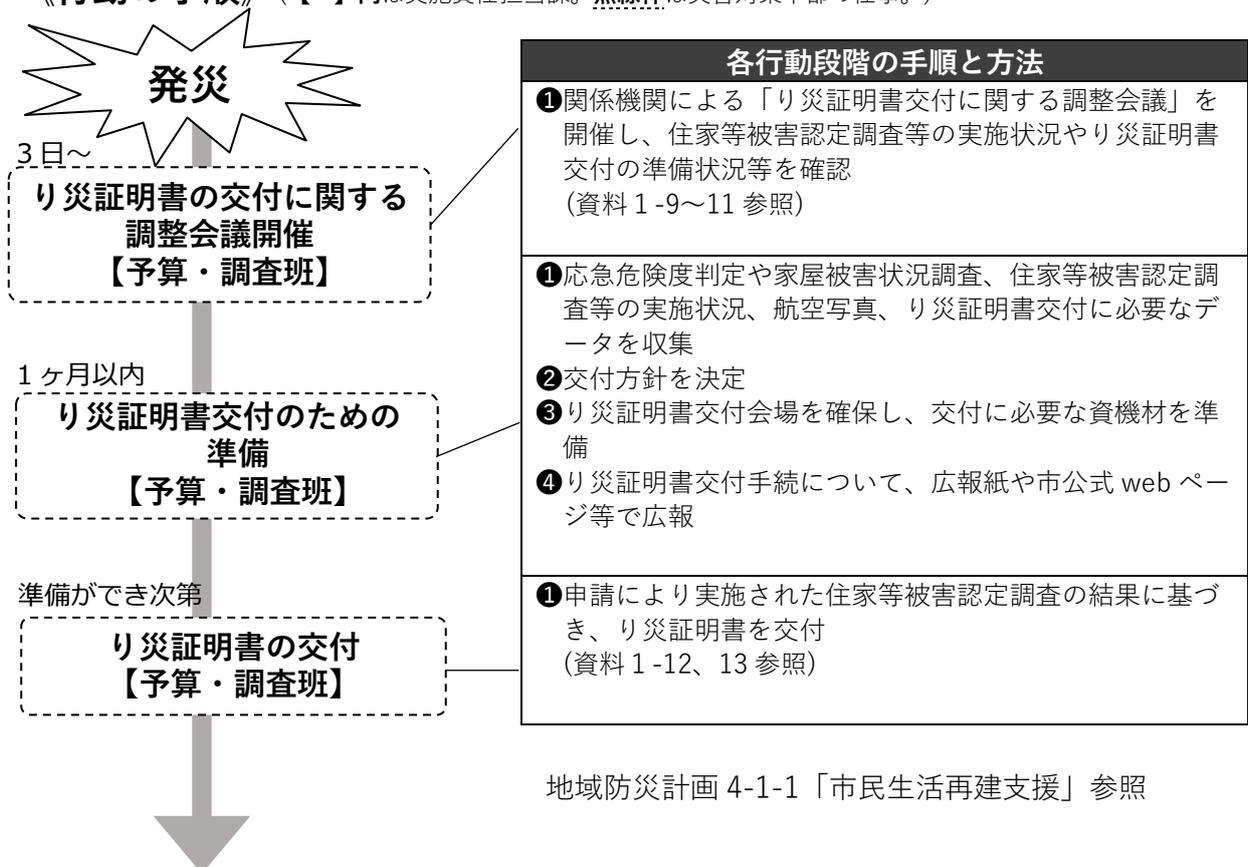
り災証明書の交付

| | | | |
|-----|--------|------|--|
| 主管課 | 予算・調査班 | 関係部課 | |
|-----|--------|------|--|

《行動のあらまし》

- リ災証明書交付を円滑に実施するため、関係機関による「り災証明書交付に関する調整会議」を開催し、住家等被害認定調査の実施状況やり災証明書交付の準備状況等を確認する。
- また、住家等被害認定調査結果に加え、航空写真等の必要データを収集し、り災証明書を交付する体制を整備する。
- 被災者から申請が出されたときは、被災者等の立会いを要請し、住家被害認定調査を実施する。
※「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(平成 30 年 3 月)」参照

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





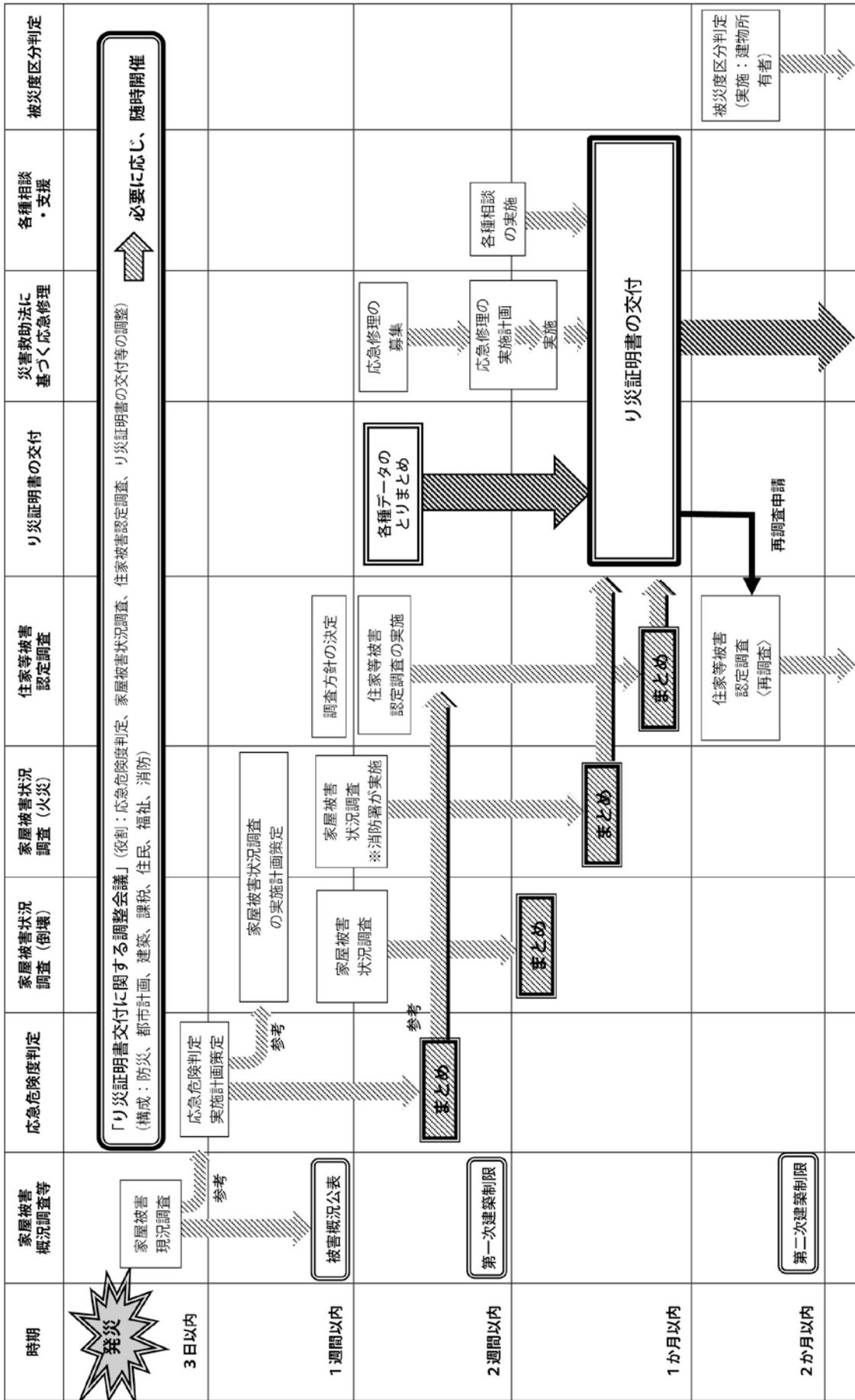
| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災、都市計画、建築、課税、住民、福祉等の関係課及び消防署等との連携及び「り災証明書交付に関する調整会議」の設置に係る検討を事前に行う。 ◆ り災証明書交付のためのシステム整備を行う。 ◆ り災証明書関係様式を準備する。 ◆ り災証明書交付体制を検討する。 ◆ り災証明書交付会場を事前に指定する。 ◆ 火災による焼失に関するり災証明書は、所轄消防署が交付する。これについて、消防署の各出張所で交付できるよう調整しておく。 ◆ 証明内容について不服があるときの処理について、再調査の実施を調整しておく。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 臨時市民相談室との連携に留意する。 ◆ 交付方針には以下の内容を掲載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①交付方法 ②交付対象者(市内に居住もしくは物件を所有している方) ③交付時期 |
| 検討課題 | |

この頁で必要な物品

- | | |
|--|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住家の公的被害認定調査データベース | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> り災証明交付申請書書式 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> り災証明書書式 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第1章 復興体制の構築

家屋・住家被害に関する調査等の流れ（案）



※この流れは標準的なものを示したもので、被災規模等により異なる。

復興体制

3節2

被災者台帳の作成

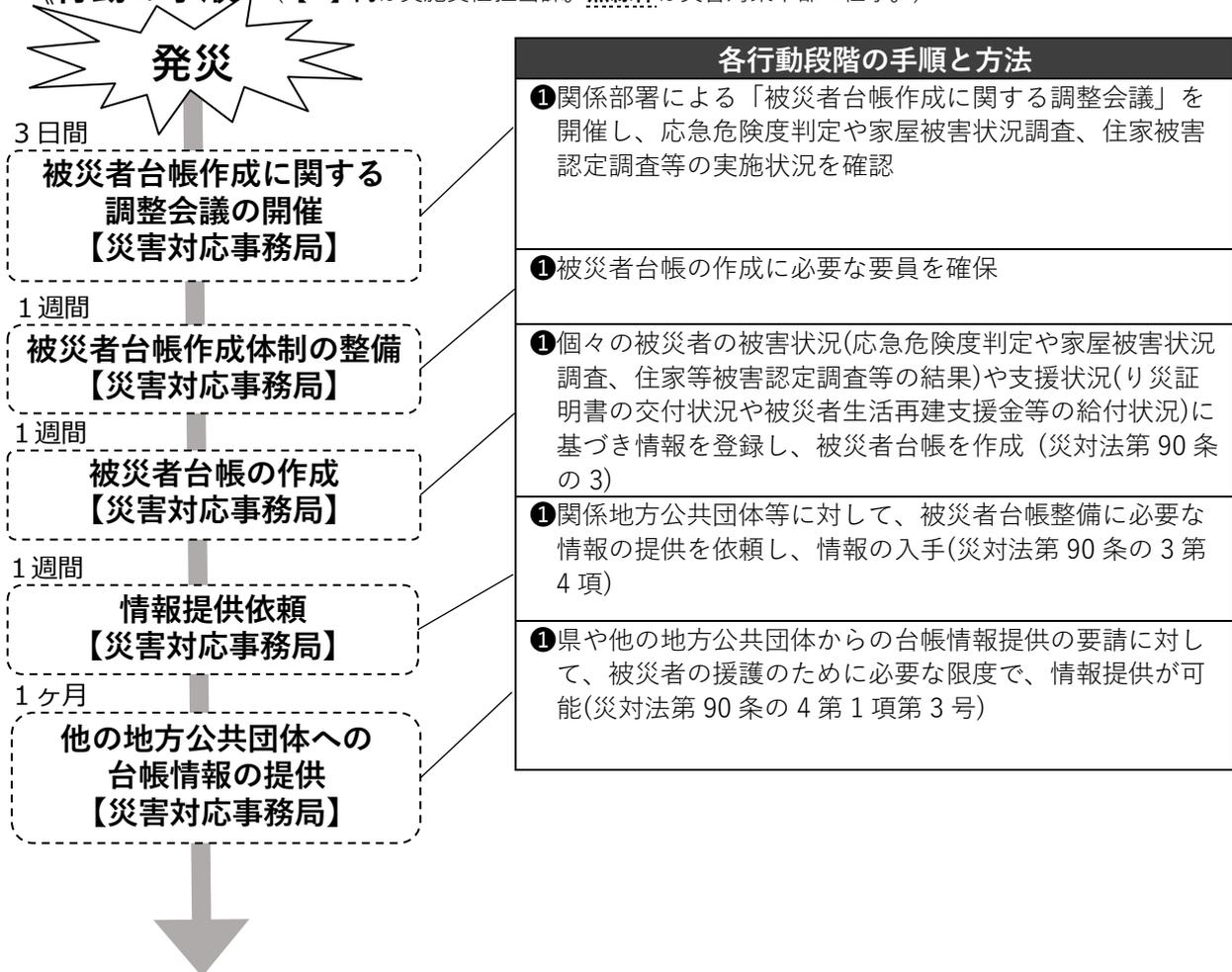
主管課 災害対応事務局

関係部課

《行動のあらまし》

- 被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災害対策基本法(以下、「災対法」)第90条の3に基づき、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 各自治体は、被災者の援護のため必要な限度で、被災者台帳の情報提供を行う。

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者台帳の掲載・記録項目の整理(災対法第 90 条の 3)を行う。 ◆ 情報保有部署の把握と調整(情報の保有形態、制度の周知と了承等)を行う。 ◆ 全体調整を行う関係部署の把握と調整を行う。 ◆ 被災者台帳関係部署による会議を設置する。 ◆ 作成手順、被災者台帳共有及び活用ルールを策定する。 ◆ 市幹部への説明、職員及び住民へ周知する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県や他の地方公共団体からの台帳情報提供の要請に対して、被災者の援護のために必要な限度で、情報提供が可能(災対法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号)である。なお、本人同意は不要である。 ◆ 外部機関からの被災者台帳情報提供の要請に対しては、被災者援護のために必要な限度で、本人の同意があるときに限り可能である。 |
| 検討課題 | |

| この頁に必要な物品 | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 各種被害調査結果 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 地域防災計画 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第 1 章 復興体制の構築

復興体制

4 節 1

第4節 復興基本方針及び復興基本計画の策定

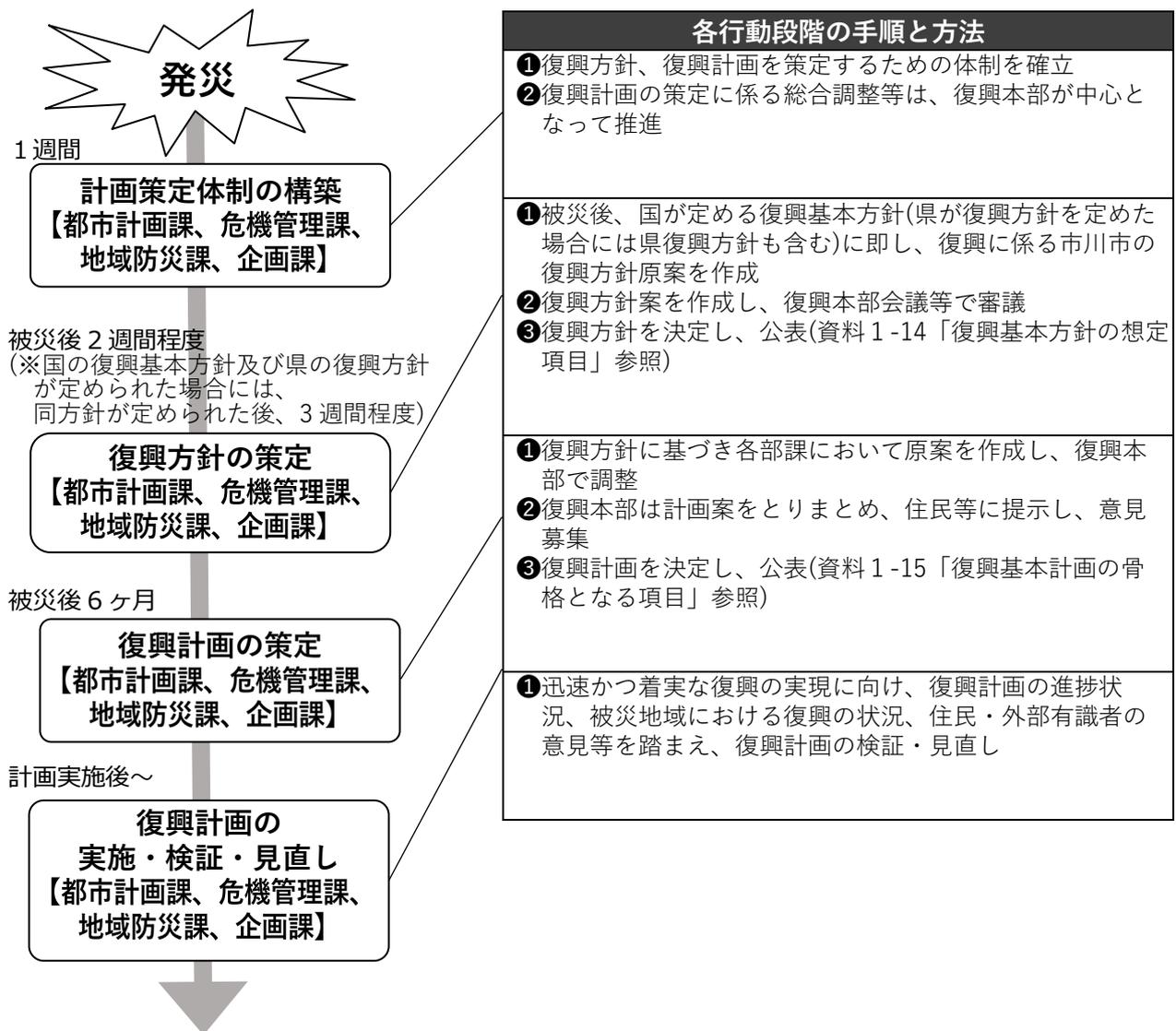
復興基本方針及び復興基本計画の策定

| | | | |
|-----|-------|------|-----------------|
| 主管課 | 都市計画課 | 関係部課 | 危機管理課、地域防災課、企画課 |
|-----|-------|------|-----------------|

《行動のあらまし》

- 復興本部は速やかに、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする復興方針を策定し、公表する。
- この方針に基づき、復興本部は、復興計画及び都市復興などの分野別の復興計画を策定する。
- 復興計画は復興に係る市川市の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く住民等の声を聴き、その意見を反映する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





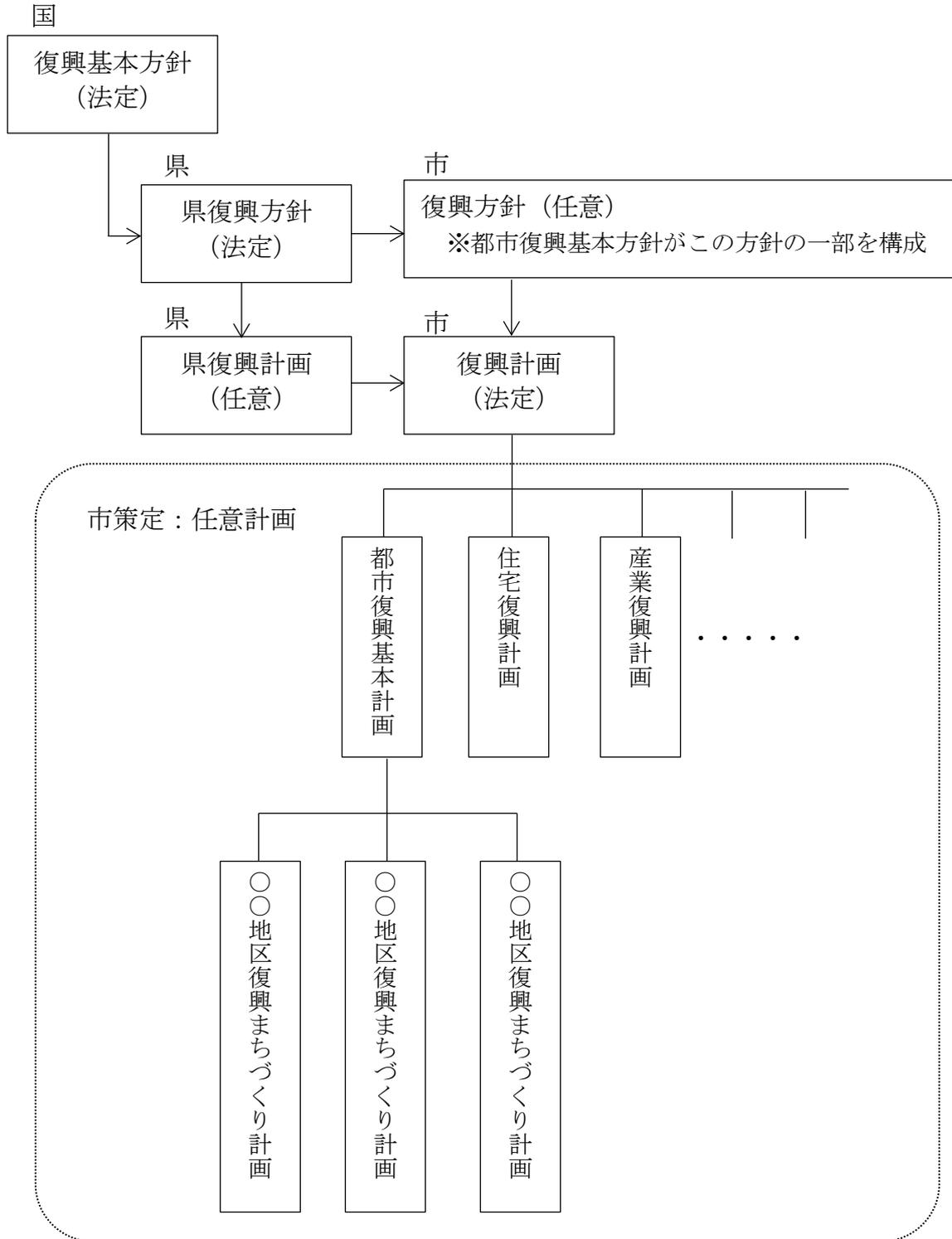
| | |
|------|--|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災復興に係る方針案の概要を検討する。 ◆ 復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定(「復興計画策定スケジュール想定」P1-45、資料1-15「復興基本計画の骨格となる項目」参照) |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国・千葉県の復興方針、復興計画と整合と保つように調整する。 ◆ 都市計画等に関わる都市復興基本計画(骨子案)との整合を図る。 ◆ 大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)に基づく復興計画を策定する際には、記載項目を確認するとともに、公聴会の開催その他の意見を反映させるための措置を必ず講じる。(復興法第10条) ◆ 都市復興などの分野別の復興計画は、市全体の復興計画との整合性を配慮して策定する。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民への広報の仕方を検討する。 |

この頁に必要な物品

- | | |
|---|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 市川市総合計画 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 市川市都市計画マスタープラン | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 国・県の基本方針 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

震災復興に関する方針・計画等体系図

震災復興に関する方針・計画等体系図



※復興法に基づく方針・計画は、「(法定)」が対象となる。

復興計画策定スケジュール想定

※復興法に基づき国が復興基本方針を定めた場合を想定 _____ は法定手続き

| 時 期 | 市 | 県 | 国 |
|---------------------|---|---|--|
| 事 前 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興方針の概要の検討 ・復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 | | |
| 発 災 1週間後まで | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・復興本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・復興本部設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興基本方針を決定 |
| 国復興基本方針決定後 3週間程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県復興方針原案照会</u>に対する<u>意見集約</u> ・国の復興基本方針及び県復興方針に即して市復興方針を策定 ・復興本部会議等で審議 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>復興基本方針に即して復興方針原案を作成</u> ・<u>復興方針原案につき市町村に意見照会</u> ・<u>市町村から意見受領</u> ・<u>関係市町村に通知、内閣総理大臣に報告の後、内外に公表</u> | |
| 1~2ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画理念等決定 ・計画の策定方針を各部に通知 ・各部課に計画原案作成依頼 ・各部課から計画案提出 ・復興計画原案作成 | | |
| 4~5ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> ・県へ照会。意見集約 ・<u>公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるための必要措置</u> ・分野ごとの計画との調整 (分野ごとの計画の進捗状況と合わせて随時) ・県の復興計画との調整 ・国との調整 | | |
| 6ヶ月 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画策定 (復興本部会議審議→本部長決定) ・<u>公表</u> | | |

第 1 章 復興体制の構築

第5節

用地の確保・調整

救出・救援部隊の活動拠点等、緊急に必要とされる用地を確保するとともに、被災地域において緊急に使用された用地の利用状況を把握する。
今後の復興業務に向けて、各分野にわたる用地需要を総合的に集約して、用地確保利用計画を策定する。

復興体制

5節1

用地の確保・調整

主管課

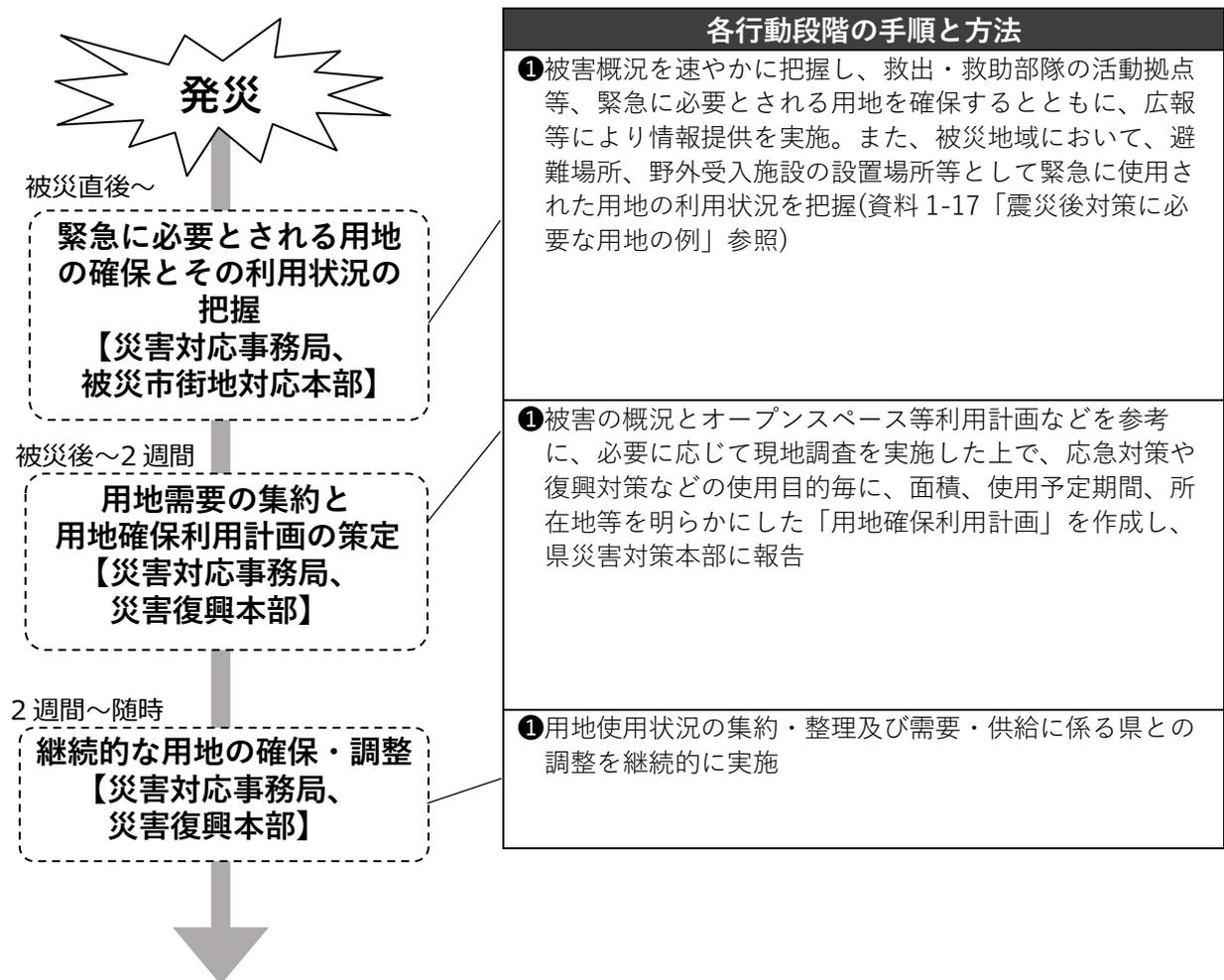
災害対応事務局、復興本部

関係部課

《行動のあらまし》

- 被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。
- また、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して事前に作成した用地調整方針（資料 1-18「事前用地調整方針の例」参照）に基づき、計画的な用地等の確保・調整を行う。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|---|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害対策の用途別に必要な用地を事前に把握する。(資料1-16～18参照) ◆ 土地の一時使用に係る契約書(案)の検討を行う。 ◆ 候補地となる空き地のリストを作成する。 ◆ 各分野にわたる用地需要を整理した用地調整方針を事前に作成する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 用地確保利用計画には、優先順位、利用目的、利用面積、利用期間、必要な設備、その他について記載する。 ◆ 地域協働復興で利用が図られる用地については、地域の復興協議会の意向も留意する。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民有地の借上げ(一時使用)について検討する。 ◆ 応急復旧・復興対策等に伴う全体的な用地利用調整について訓練等を行って手順等を検討しておく。 |

この頁に必要な物品

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 公有地リスト | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 空地リスト | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 利用状況報告書 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> デジカメ | <input type="checkbox"/> |

第 1 章 復興体制の構築

第 6 節

がれき等の処理

速やかに暫定的な仮置き場について検討する。
被災後 1 ヶ月を目途に、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
計画内容を関係者に周知し、適切な処理を推進する。

復興体制

6節 1

がれき等の処理

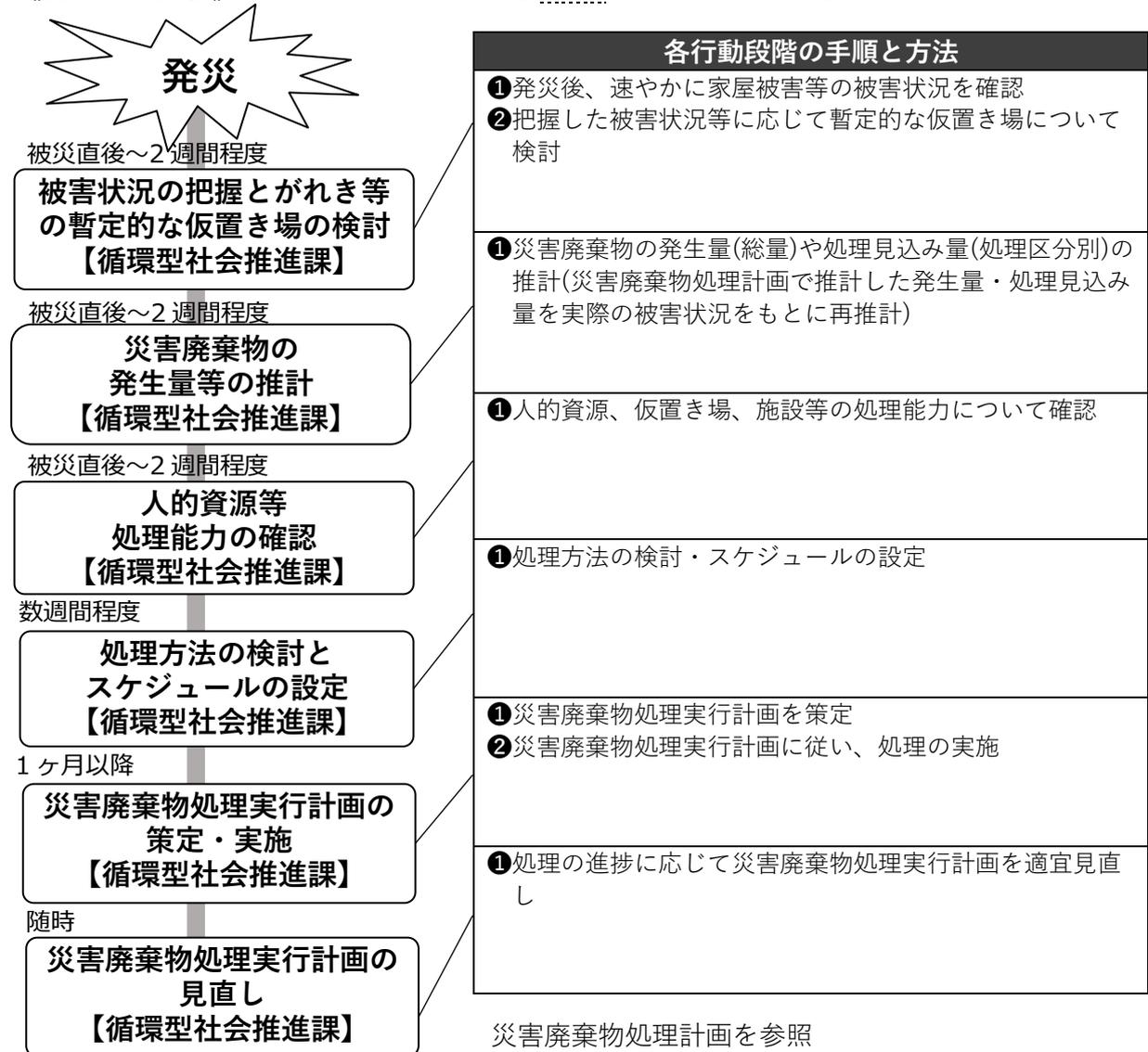
主管課 循環型社会推進課

関係部課

《行動のあらまし》

- 震災により発生するがれきや家具・什器等の廃棄物を適正に処理するため、的確な状況把握に基づき「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
- その後、速やかに、がれき等の処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続等を住民及び関係者に周知し適切な処理を推進する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|--|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ がれき等の処理に必要な用地を把握・確保しておく ◆ 連絡体制を整備する(県循環型社会推進課や県内協定市町村、協定団体等との連絡体制) ◆ 震災規模に応じたがれき等の発生量予測の検証をしておく。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ リサイクルについて検討するとともに、最終処分については県と調整する。 ◆ 本市だけでのがれき等の処理が困難な場合は、協定に基づき県や隣接する自治体に応援を求める。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ スtockヤード(一時仮置き場等)の適地について検討する。 ◆ 民間処理事業者との連携について検討する。 |

この頁に必要な物品

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理計画 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第 1 章 復興体制の構築

第 7 節

広報・相談体制

復興に係る情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供する。
震災発生後速やかに、臨時市民相談室を開設する。
第一次建築制限に伴い、復興相談所を設置し、臨時市民相談室は復興相談所に拡充する。

復興体制

7 節 1

復興関係広報の実施

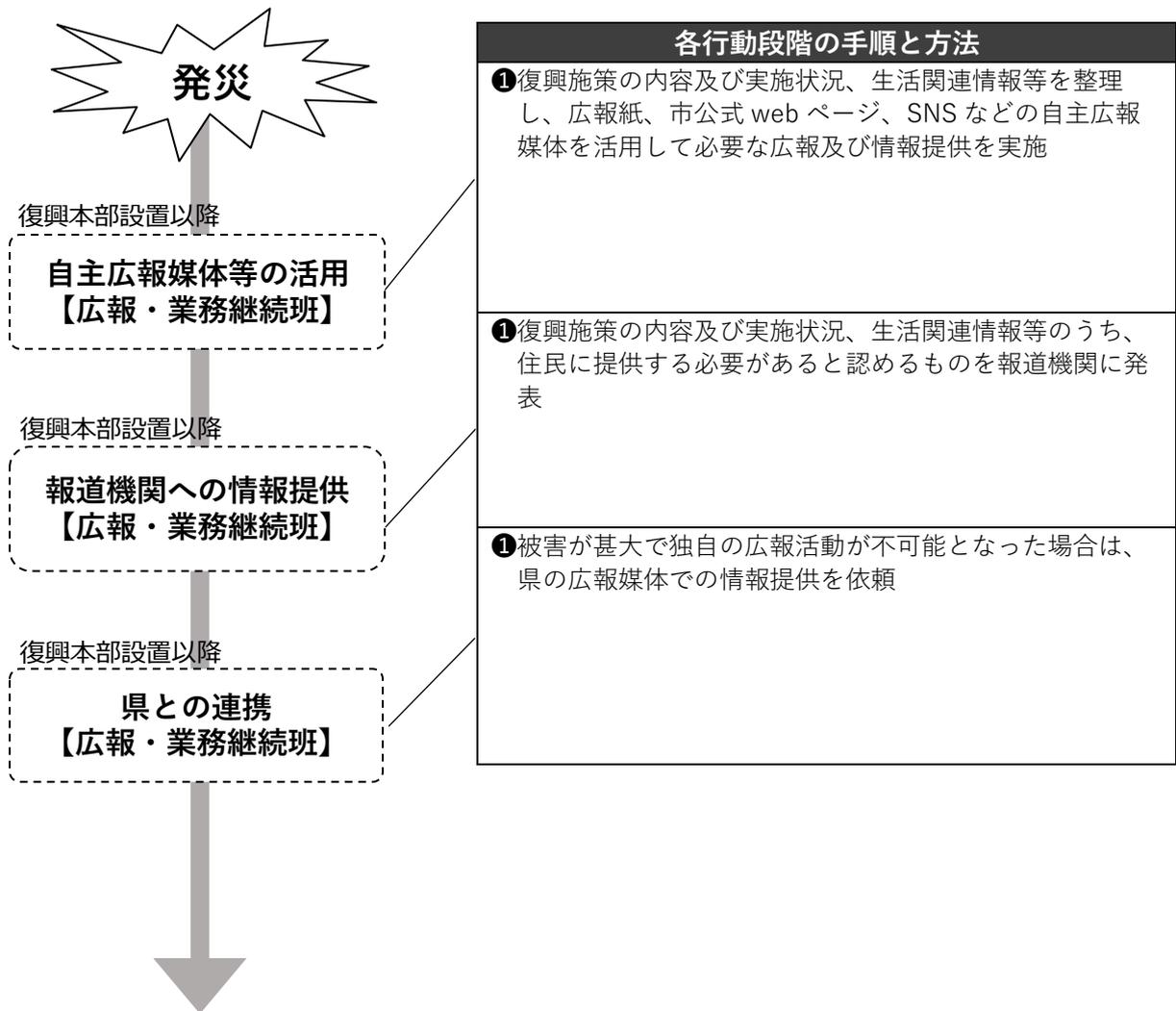
主管課 広報・業務継続班

関係部課

《行動のあらまし》

- 復興に係る以下の情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供する。
 - ①行政の方針や具体的な施策に係る情報
 - ②被災地域の生活関連情報
 - ③その他輻輳する各種の情報

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





| | |
|------|---|
| 事前準備 | |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市外に避難した住民への情報提供のために避難先の自治体に協力を求める。 ◆ 広報番組については放送内容を変更し、広報紙については臨時発行する等、タイムリーな広報について考慮する。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の公報等の配布手順を検討する。 ◆ 市外に避難した住民への周知方法を検討する。 |

| この頁に必要な物品 | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

復興体制

7節2

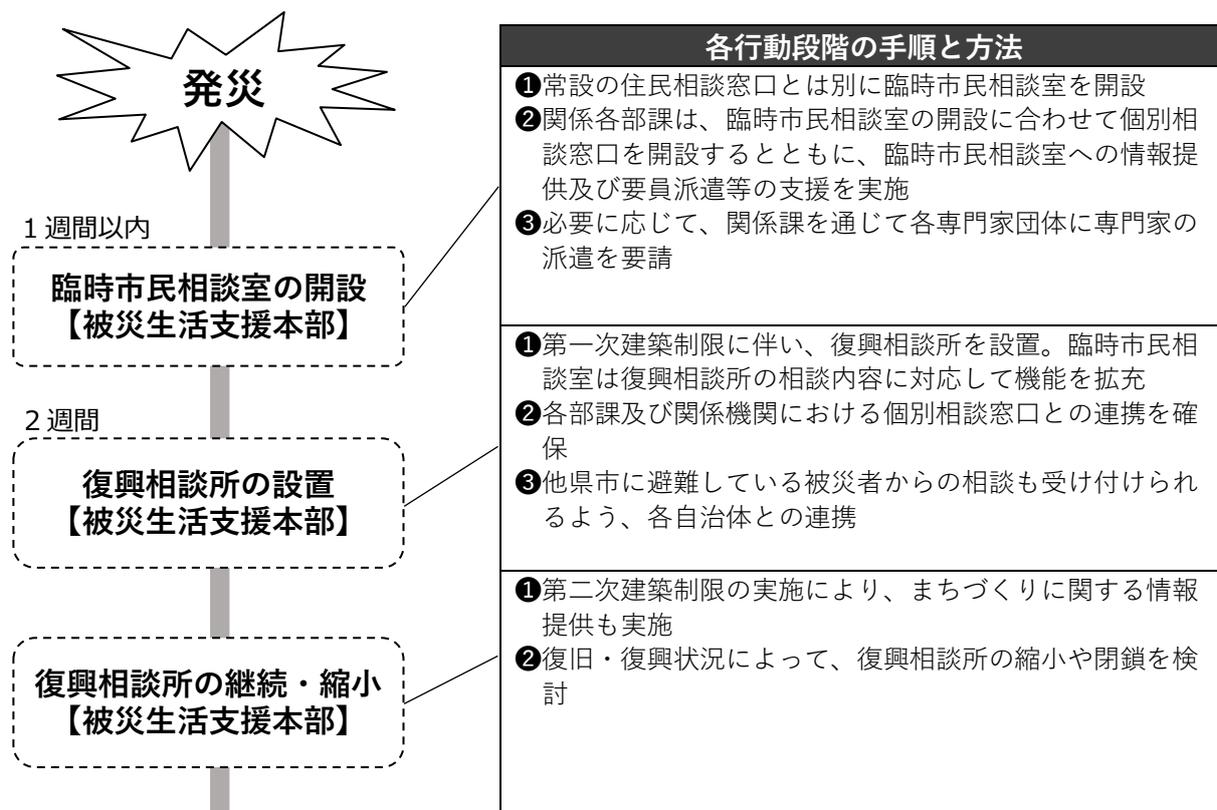
相談窓口の設置

| | | | |
|-----|-------------------|------|----------------------|
| 主管課 | 被災生活支援本部（生活再建支援班） | 関係部課 | 被災生活支援班（市民要望受付班、福祉班） |
|-----|-------------------|------|----------------------|

《行動のあらまし》

- 被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、震災発生後、速やかに臨時市民相談室を開設する。
- また、復興業務の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、総合的な相談業務を開始する。
- 臨時市民相談室は経済的支援や住宅再建等、各種相談を受け付ける。
- 復興相談所は、臨時市民相談室の相談業務に加え、建築制限等、復興まちづくりに関する相談も受け付ける。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）



被災生活支援本部 生活再建支援マニュアル
 5-(4)「相談受付グループ」業務を参照



| | |
|------|--|
| 事前準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各専門家団体のリストを作成する。 ◆ 相談内容の記録様式を作成(「震災時用」と記入)する。 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ り災証明書交付と連携して相談を行う。 ◆ 障がいのある人、外国人等への情報提供方法に留意する。 ◆ 可能な限り窓口は一本化し、かつ市民にとってアクセスのよい場所に複数設置し、効率的に相談を受け付けるよう留意する。 ◆ 相談方法(電話又は面接)は、相談窓口のスペースや電話等の設備に応じて決定する。 ◆ 設置期間は、復興計画期間中を想定する。 |
| 検討課題 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談内容記録様式については、住民の被害・生活状況調査のデータベースとリンクできるようなシステムの構築を検討する。 ◆ 相談窓口のレイアウト計画について会場ごとに検討する。 ◆ 開設日時、人員配置等、運営体制を検討する。 |

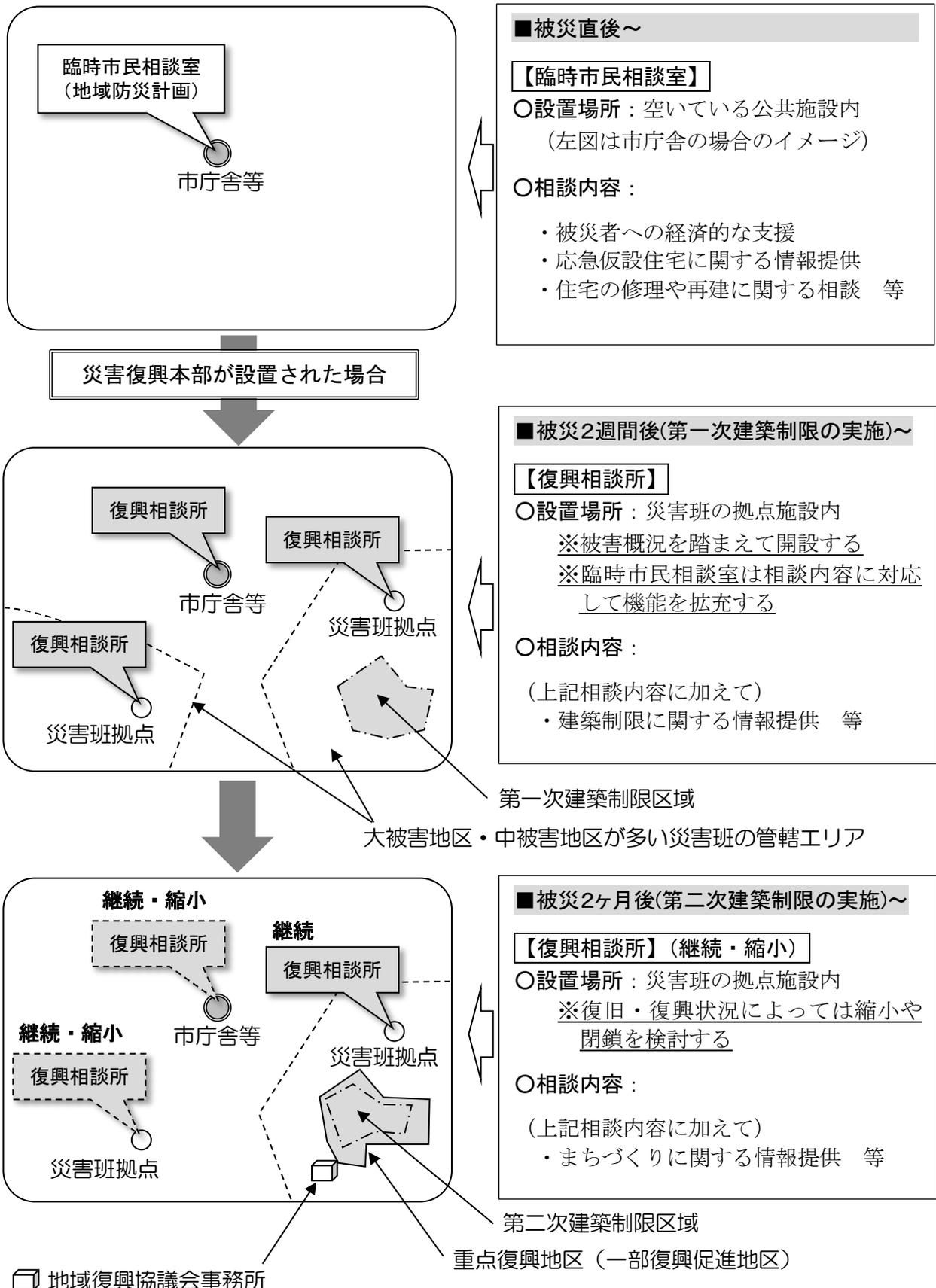
この頁に必要な物品

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 相談内容記録様式 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第1章 復興体制の構築

復興相談関連の流れ（イメージ）

※臨時市民相談室を市庁舎に開設した場合のイメージ



※地域復興協議会とは、地域住民が立ち上げた組織。

※既存公共施設に設置し、協議会は復興まちづくりの情報提供等を行う。市は必要に応じて職員・専門家を派遣する。（第3章2節1「協議会事務所の開設」P3-18参照）